

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

第8次改定版

(令和7～16年度)

令和7年3月

埼玉西部環境保全組合

鶴ヶ島市・毛呂山町・鳩山町・越生町

目 次

第1章 計画改定の主旨	1
第1節 計画改定の背景と目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画対象区域	3
第4節 広域的取組の推進	3
第5節 計画期間	4
第2章 地域の概況	5
第1節 自然的状況	5
第2節 社会的状況	7
第3節 構成市町の総合計画等における廃棄物処理施策	14
第3章 国及び県の廃棄物の減量及び適正処理に関する基本方針等	19
第1節 国の基本方針	19
第2節 環境、廃棄物及びリサイクル関連の法体系	20
第3節 国の関係法令との関係	21
第4節 埼玉県の方針	22
第5節 埼玉県の動向	23
第4章 ごみ処理の現状と課題	26
第1節 ごみ処理の現状	26
第2節 ごみ処理の課題	53
第5章 ごみ処理の基本方針	55
第1節 ごみ処理の基本理念	55
第2節 ごみ処理の基本方針	55
第3節 ごみ処理の目標	56
第6章 ごみ排出量等の将来推計	59
第1節 将来推計人口	59
第2節 ごみ・資源排出量	60
第7章 ごみ処理基本計画	61
第1節 基本的事項	61
第2節 発生抑制・排出抑制	63
第3節 収集・運搬計画	67
第4節 中間処理計画	70
第5節 最終処分計画	74
第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項	75

(注) 本計画における廃棄物及び資源物の量等の実績値又は推計値の取扱いについては、原則として有効数字未満を四捨五入している。なお、統計上数値の取扱い（t、g、日量、年間の量の表示数値の相違による誤差等）及び有効数字未満の取扱いの関係から表内合計、年間の数値等について一致しない場合がある。

第1章 計画改定の主旨

第1節 計画改定の背景と目的

埼玉西部環境保全組合（以下「本組合」という。）では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を定めて本組合管内における一般廃棄物処理の方向性を示し、平成29年3月に第7次改訂版（平成29～38年度）を策定して一般廃棄物の処理を進めてきた。

第7次計画改訂から8年が経過し、本組合管内の人口及び年齢構成の変化、さらにこの間に本組合の焼却施設である高倉クリーンセンターの更新が行われたこともあり、鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町及び越生町（以下「構成市町」という。）並びに本組合のごみ処理に関する状況が大きく変化しつつある。

そこで、本組合管内におけるごみ処理の現状と課題を整理し、構成市町及び本組合としての今後のごみ処理の方策を明らかにすることを目的として一般廃棄物（ごみ）処理基本計画第8次改定版（以下「本計画」という。）を策定する。

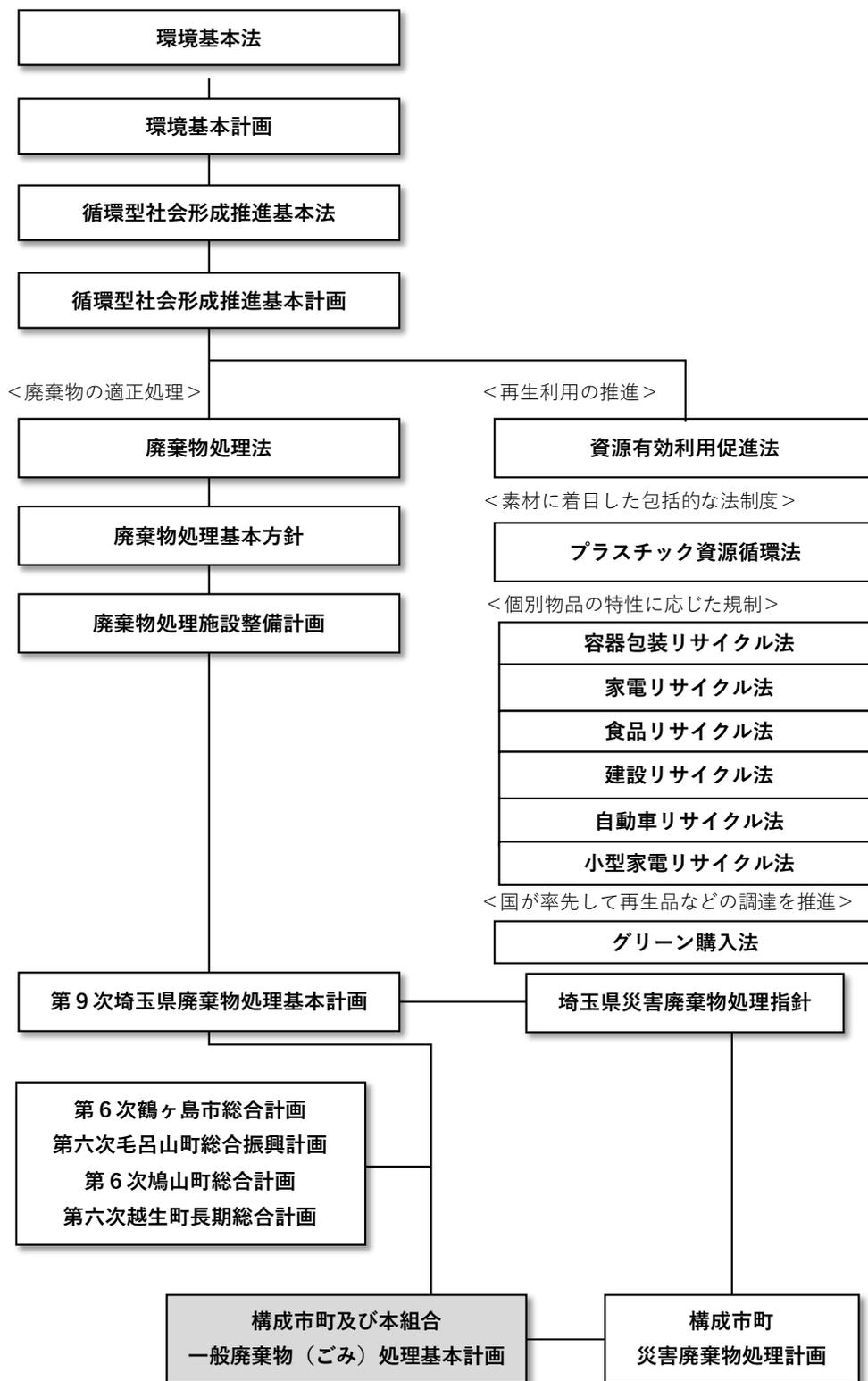
第2節 計画の位置付け

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされている。

本計画は、構成市町及び本組合が長期的・総合的視点に立って、ごみ処理を将来にわたり適正かつ計画的に行うため、ごみの排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至る全てを包含するものである。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村がその区域内のごみを管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画である。したがって、本計画は、市町村が自ら処理するごみのみならず、廃棄物処理法第6条の2第5項に基づく多量排出事業者に指示して処理させるごみや市町村以外の者が処理するごみも含め、当該市町村で発生する全てのごみについて対象とする。

また、本計画は、廃棄物処理基本方針や個別リサイクル法の動向、埼玉県廃棄物処理基本計画等を参考として策定するものとする。図1.1に本計画の位置付けを示す。



出典：ごみ処理基本計画策定指針（環境省）を加筆・修正

図 1.1 本計画の位置付け

第3節 計画対象区域

計画対象区域は、本組合の構成市町の全域とする。

計画対象区域を図1.2に示す。



図1.2 計画対象区域

第4節 広域的取組の推進

本組合は、埼玉県が広域化計画を策定する以前の昭和46年に鶴ヶ島町（現鶴ヶ島市）、毛呂山町及び鳩山村（現鳩山町）を構成団体とし、一部事務組合として設立された。翌年（昭和47年）には、越生町が加入し、安定的かつ効率的なごみ処理を実現するため今日まで1市3町で広域的なごみ処理に取り組んできた。

今後も、一部事務組合による合理化と効率化を基本とした広域処理を継続していくものとするが、更なる広域化についても、現在のごみ処理体制や地理的・社会的な特性及び他の広域事務との整合や市町村合併の動向を確認しながら検討していくこととする。

なお、近年では自然災害が激甚化・頻発化していることもあり、災害時における施設間の連携体制の強化と中長期的な視点に立った、安定的かつ効率的な処理体制の構築が急務とされている。そのため、災害発生時には埼玉県、県内市町村等で構成する埼玉県清掃行政研究協議会（以下「埼清研」という。）の会員間で締結した「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」に基づき、相互支援の責務を果たしていく考えである。

第5節 計画期間

本計画は、令和7年度を初年度とする10年間を計画期間とし、計画目標年度を令和16年度と定める。また、計画の進捗を確認するため、令和11年度を計画中間目標年度とする。なお、おおむね5年後又は計画策定的前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行うものとする。

表 1.1 計画期間と計画目標年度

項目	年度
計画策定年度	令和6年度
計画期間	令和7～16年度
計画中間目標年度	令和11年度
計画目標年度	令和16年度

年度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)
内容・計画期間	計画策定					中間目標年度					計画目標年度

図1.3 計画期間と計画目標年度

第2章 地域の概況

第1節 自然的状況

1. 位置及び地勢

本組合は、図2.1に示すように鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町及び越生町の1市3町で構成され、埼玉県の西寄りに位置し、首都圏50km、圏内で総面積117.84km²となっている。

交通は、東武東上線・越生線、JR八高線、関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道、国道407号及び主要な県道が整備されている。

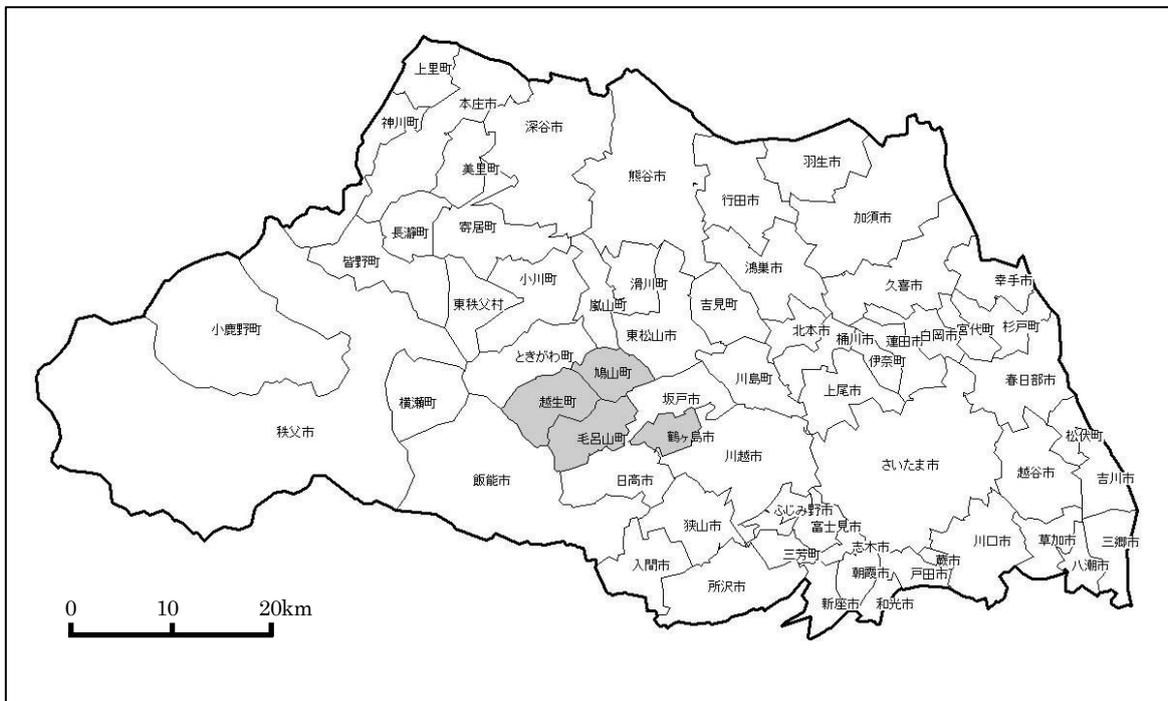


図2.1 埼玉西部環境保全組合の位置

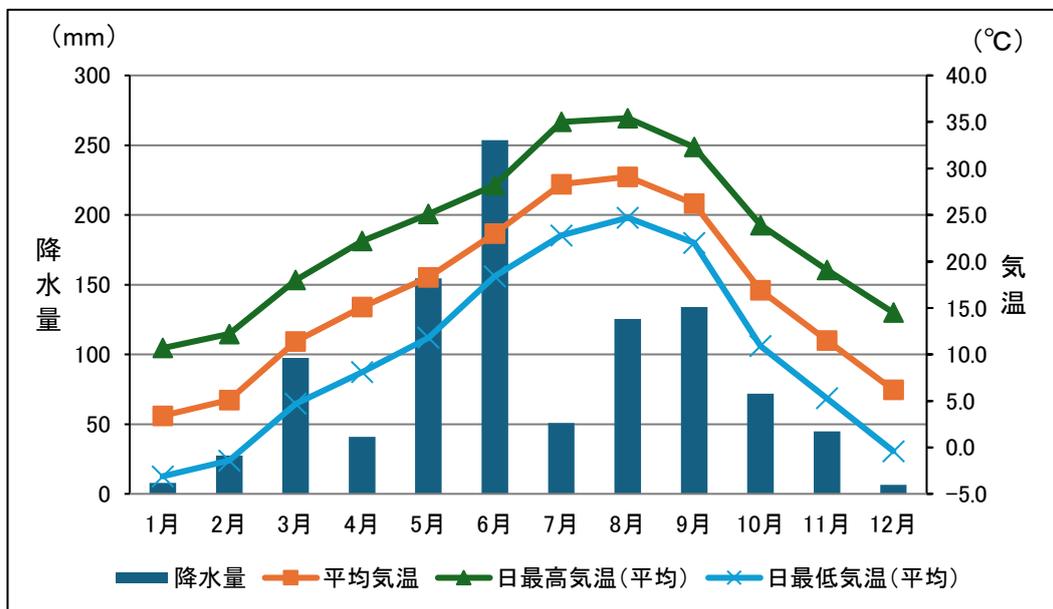
2. 気象

平成26年から令和5年までの10年間の気温及び降水量を表2.1に、令和5年の月ごとの降水量及び気温の状況を図2.2に示す。10年間の平均気温は15.1℃であり、最高気温は令和2年の40.2℃が最も高い。年間降水量は、10年間の平均で1,392.8mmであり、夏季に比べて冬季は少ない。

表2.1 気温、降水量の推移

年	区分	気温 (°C)			降水量 (mm)	
		平均	最高	最低	総量	一日最大
平成 26 年		14.3	38.6	-9.3	1,651.5	149.0
平成 27 年		15.1	38.3	-7.0	1,366.5	166.5
平成 28 年		15.1	37.9	-8.2	1,366.0	204.5
平成 29 年		14.4	37.2	-8.2	1,404.5	119.5
平成 30 年		15.5	39.8	-10.0	1,092.0	67.5
令和 元年		15.2	38.2	-8.3	1,720.5	312.0
令和 2 年		15.3	40.2	-7.4	1,412.0	106.0
令和 3 年		15.1	37.8	-9.9	1,318.0	66.0
令和 4 年		15.1	40.1	-7.8	1,581.0	374.5
令和 5 年		16.2	39.7	-9.2	1,016.0	98.5
平均		15.1	38.8	-8.5	1,392.8	166.4

出典：気象庁 HP（鳩山地域気象観測所）



出典：気象庁 HP（鳩山地域気象観測所）

図2.2 気温、降水量の年間変動（令和5年）

第2節 社会的状況

1. 人口・世帯数の推移

平成26年から令和5年までの人口及び世帯数の推移は表2.2及び図2.3に、令和5年1月1日現在における年齢別男女別人口は図2.4に示すとおりである。

表2.2 人口・世帯数の推移

区分		年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口 (人)	鶴ヶ島市		70,142	70,089	70,019	69,987	70,081	69,950	69,942	69,969	69,927	70,112
	毛呂山町		35,446	35,146	34,865	34,495	33,971	33,765	33,345	33,079	32,757	32,426
	鳩山町		14,643	14,434	14,306	14,066	13,922	13,790	13,582	13,381	13,256	13,118
	越生町		12,386	12,229	12,032	11,862	11,727	11,724	11,490	11,280	11,193	11,045
	計		132,617	131,898	131,222	130,410	129,701	129,229	128,359	127,709	127,133	126,701
世帯数 (世帯)	鶴ヶ島市		29,259	29,615	30,009	30,393	30,756	31,144	31,558	32,159	32,584	33,198
	毛呂山町		15,731	15,731	15,747	15,737	15,654	15,756	15,831	15,952	15,958	16,112
	鳩山町		5,833	5,891	5,940	5,956	5,956	6,006	6,021	6,001	6,045	6,077
	越生町		4,925	4,953	4,946	4,964	5,010	5,161	5,078	5,033	5,112	5,138
	計		55,748	56,190	56,642	57,050	57,376	58,067	58,488	59,145	59,699	60,525
世帯 当たり 人口 (人)	鶴ヶ島市		2.40	2.37	2.33	2.30	2.28	2.25	2.22	2.18	2.15	2.11
	毛呂山町		2.25	2.23	2.21	2.19	2.17	2.14	2.11	2.07	2.05	2.01
	鳩山町		2.51	2.45	2.41	2.36	2.34	2.30	2.26	2.23	2.19	2.16
	越生町		2.51	2.47	2.43	2.39	2.34	2.27	2.25	2.24	2.19	2.15
	平均		2.38	2.35	2.32	2.29	2.26	2.23	2.19	2.16	2.13	2.09

出典：構成市町ホームページ

※ 各年4月1日現在

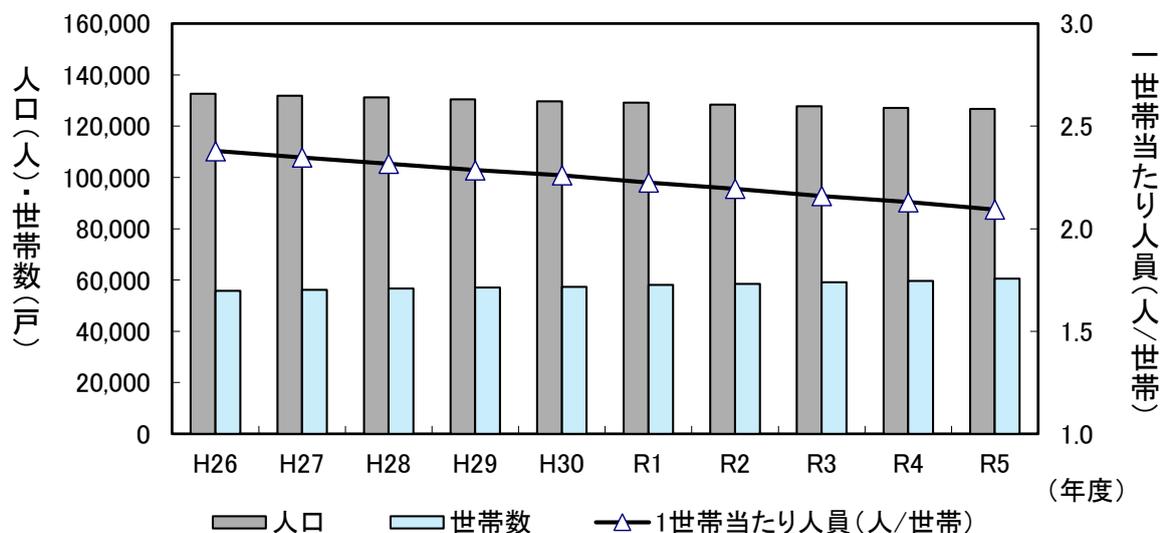
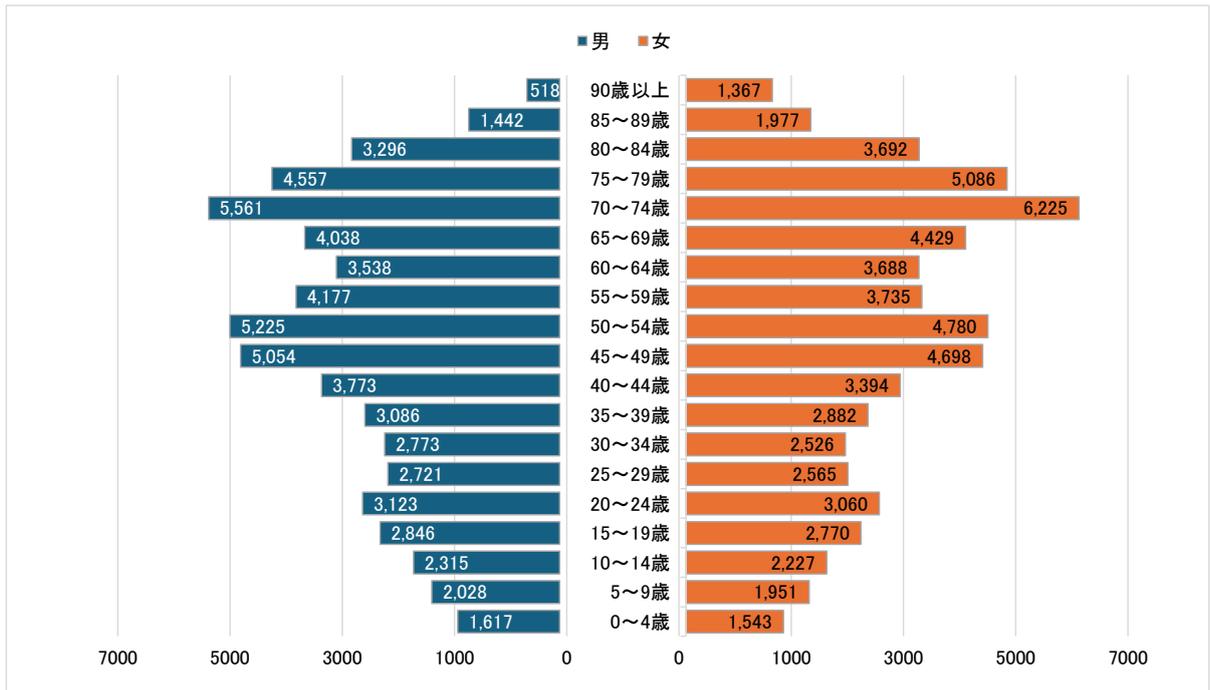


図2.3 人口・世帯数の推移（市町計）



出典：総務省、構成市町ホームページ

※ 令和5年1月1日現在

図2.4 年齢別男女別人口（構成市町計）

2. 産業の動向

(1) 産業別人口

産業別就業者人口の推移は表2.3及び図2.5に示すとおりである。

令和3年において構成市町の合計では、第一次産業0.4%、第二次産業18.6%、第三次産業81.0%となっている。

表2.3 産業別就業者人口の推移

年	区分	第一次産業		第二次産業		第三次産業		総数
		従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	
平成26年		113	0.3	8,722	20.5	33,634	79.2	42,469
平成28年		145	0.4	8,018	19.8	32,366	79.8	40,529
令和3年		157	0.4	8,010	18.6	34,836	81.0	43,003
	鶴ヶ島市	19	0.1	4,572	19.7	18,590	80.2	23,181
	毛呂山町	67	0.5	1,911	15.0	10,791	84.5	12,769
	鳩山町	43	1.1	615	16.2	3,138	82.7	3,796
	越生町	28	0.9	912	28.0	2,317	71.1	3,257

出典：経済センサス（総務省統計局）

※ 平成26年は7月1日現在、平成28年及び令和3年は6月1日現在。

※ 端数処理の関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

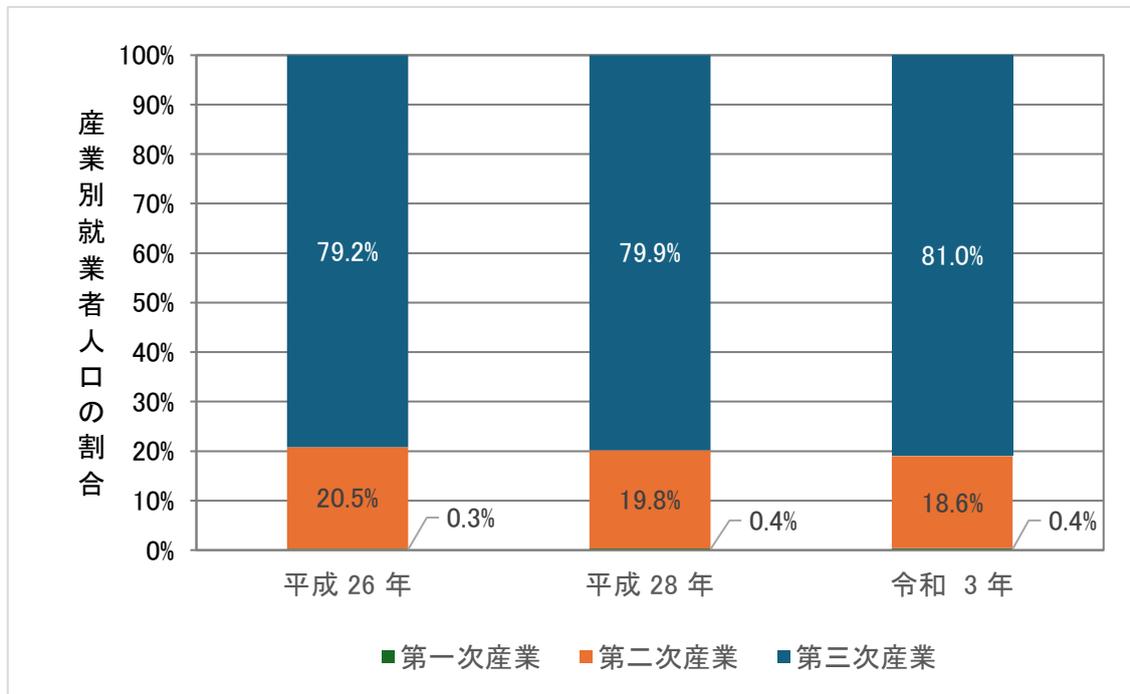


図2.5 産業別就業者人口の推移（市町計）

(2) 農 業

農業の推移は表2.4に示すとおりである。総農家数及び経営耕地面積（計）は、平成17年以降減少傾向を示している。

構成市町別にみると、毛呂山町は農家数が最も多く、そのうち自給的農家数の割合が大きい。鳩山町は経営耕地面積が最も広く、そのうち田が129haと最も大きい。

表2.4 農業の推移

年	区分	農家数（戸）				経営耕地面積（ha）				
		総農家数	自給的農家数	販売農家数		計	田	畑 （樹園地を除く）	樹園地	
				専業	兼業					
平成 17 年		1,693	840	853	158	695	671	244	304	124
平成 22 年		1,590	868	722	171	551	632	219	323	90
令和 5 年		1,290	772	518	-	-	536	223	229	84
	鶴ヶ島市	261	149	112	-	-	95	4	70	21
	毛呂山町	371	256	115	-	-	126	60	51	15
	鳩山町	335	174	161	-	-	218	129	82	7
	越生町	323	193	130	-	-	97	30	26	41

出典：世界農林業センサス・農林業センサス（農林水産省）

※ 各年2月1日現在

(3) 工業

工業の推移は表2.5及び図2.6に示すとおりである。事業所数及び製造品出荷額等は、平成25年以降減少傾向にある。

一方、従業者数は、平成25年から平成29年まで増加傾向にあり、その後、令和元年まで減少に転じたものの、令和3年に再び増加している。

構成市町別にみると、全ての項目において鶴ヶ島市の占める割合が大きい。

表2.5 工業の推移（市町計）

年度	区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成 25 年		150	3,627	11,241,315
平成 29 年		132	4,203	10,793,976
平成 30 年		126	4,194	10,889,809
令和 元 年		120	3,833	10,698,849
令和 3 年	鶴ヶ島市	36	3,033	6,113,477
	毛呂山町	36	1,086	2,910,406
	鳩山町	15	194	382,327
	越生町	27	319	551,984

出典：埼玉県統計年鑑

※ 平成25年は12月31日現在

※ 平成29年、平成30年、令和元年及び令和3年は6月1日現在

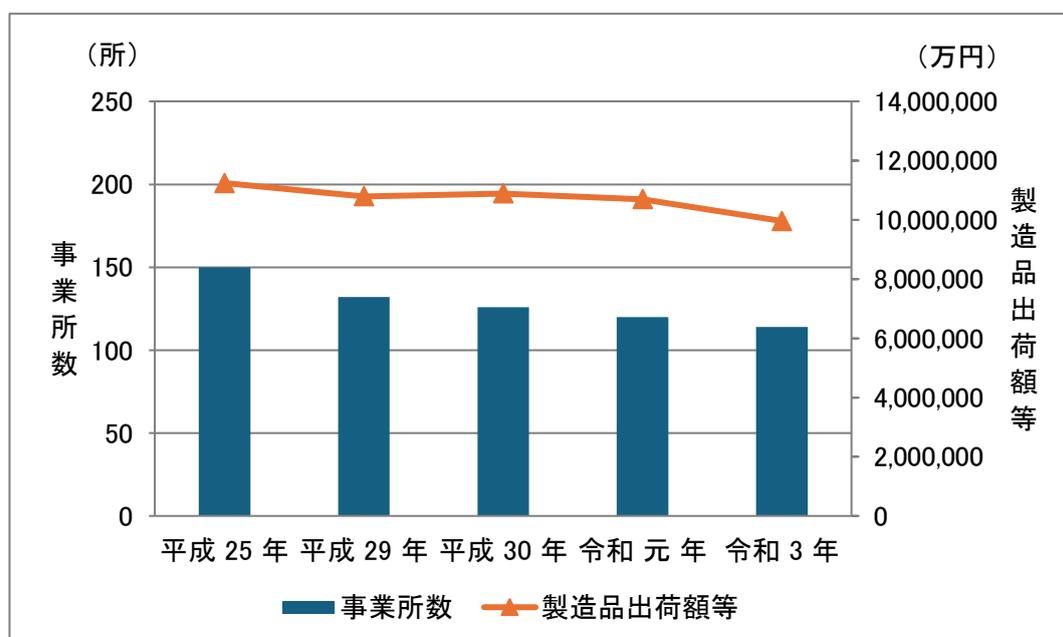


図2.6 工業の推移（市町計）

(4) 商業

商業の推移は表2.6及び図2.7に示すとおりである。商店数は、平成26年から平成28年まで増加傾向にあり、その後、令和3年度まで減少傾向に転じている。一方、従業者数と年間商品販売額は平成26年以降増加傾向を示している。

構成市町別にみると、全ての項目において鶴ヶ島市の占める割合が大きい。

表2.6 商業の推移

年	区分	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成 26 年		724	6,483	153,065
平成 28 年		753	7,132	169,969
令和 3 年	鶴ヶ島市	407	5,061	120,176
	毛呂山町	192	1,750	36,488
	鳩山町	54	322	9,792
	越生町	80	392	7,637

出典：埼玉県統計年鑑

※ 各年7月1日現在

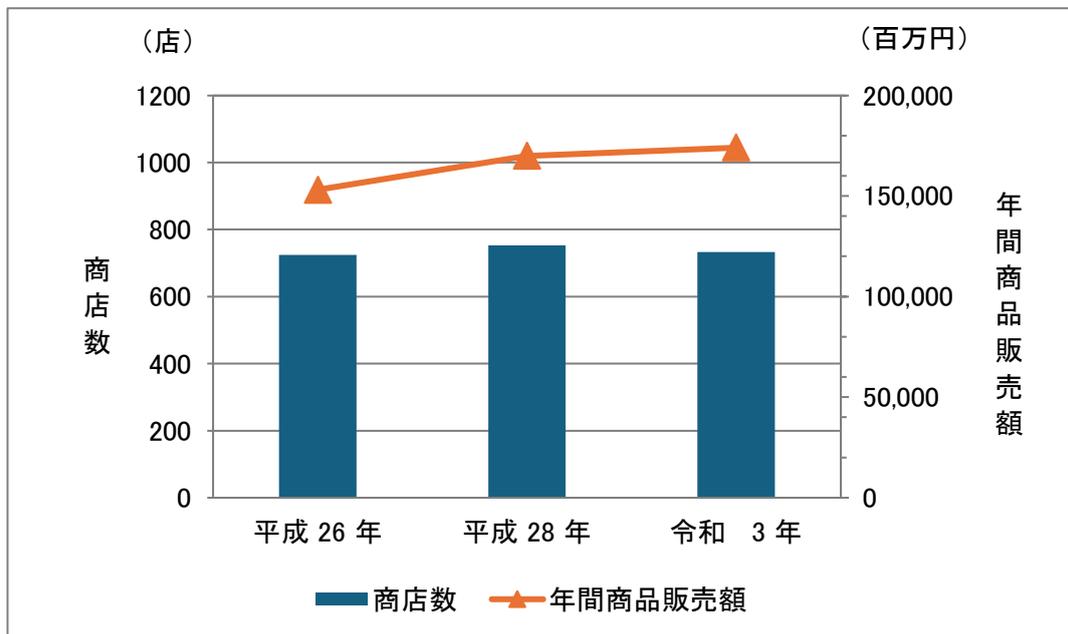
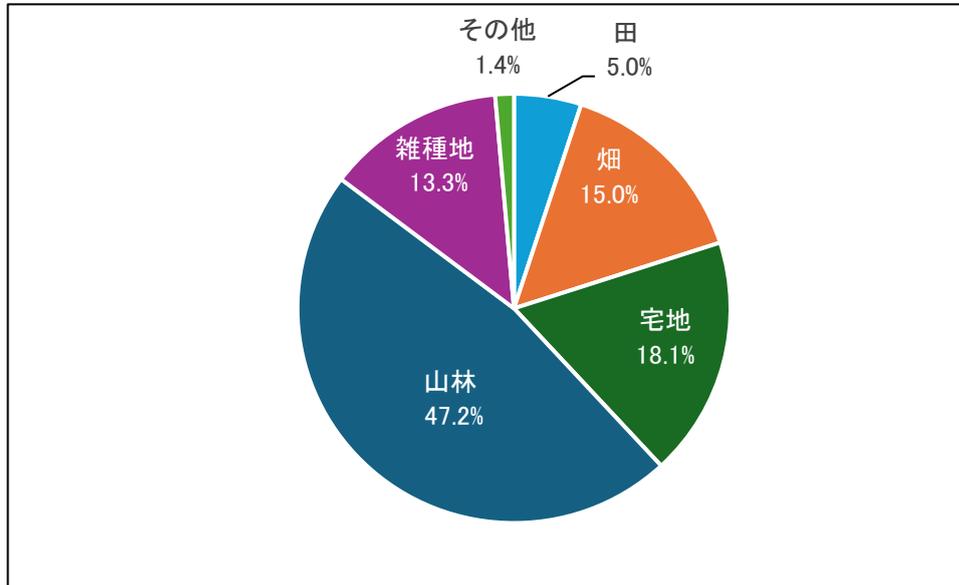


図2.7 商業の推移 (市町計)

3. 土地利用状況

本組合管内の土地利用状況は図2.8に示すとおりである。山林が全体の約5割を占めており、宅地、畑、雑種地の順が続いている。



出典：埼玉県統計年鑑

※ 令和4年1月1日現在

図2.8 土地利用の状況（市町計）

第3節 構成市町の総合計画等における廃棄物処理施策

1. 鶴ヶ島市

鶴ヶ島市の総合計画におけるごみ処理関連の施策は以下のとおりである。

名 称	第6次鶴ヶ島市総合計画「基本構想・後期基本計画」
	令和7年3月
まちづくりの基本方向	魅力とにぎわいのあるまち（産業・環境）
目指す姿	すべての人が環境問題に関心を持ち、主体的に環境の保全に取り組むことによって、自然と都市が調和した住みよいまちにします。
主な取組	<ol style="list-style-type: none"> 1. 循環型社会の実現にむけて、「5R」^{注)}の普及・啓発を図ります。 2. 環境に配慮した行動を実践する市民や事業者を増やすため、環境団体と連携しながら環境活動や環境学習の機会創出・参加促進を図ります。 3. 「埼玉西部環境保全組合」による廃棄物の適正処理と資源化を促進します。

※5R：3R（Reduce（リデュース／ごみの発生抑制）、Reuse（リユース／再使用）、Recycle（リサイクル／再生利用））の考えに、Refuse（リフューズ／ごみになるものは受け取りを拒否）とRepair（リペアー／修理して使用）を加えた資源循環の考え方。

名 称	第3期鶴ヶ島市環境基本計画
	令和5年3月
基本目標	5Rを推進し、循環型社会を目指すまちをつくる
主な取組	<p>1. ごみ減量化(リデュース、リフューズ)の推進</p> <p>市の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> • 埼玉西部環境保全組合と協力し、ごみの減量と資源分別のための普及啓発に努めます。 • 生ごみの水切りの実践を推進します。 • 食品ロス削減にむけ、商工会や市民団体と協力して啓発を推進します。 • マイボトル普及を目指し、「マイボトル運動」の啓発などを行い、ペットボトルなどの使い捨て容器の減量につながるリデュースを推進します。 • マイバッグの持参、簡易包装の普及啓発を行い、ごみの発生を抑制するリデュースや、不要なものは断るリフューズを推進します。 • ペーパーレスの仕組みを導入し、コピー用紙の削減に努めます。 <p>市民の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> • 買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋削減や、ワンウェイプラスチック※を断るなどのリデュース・リフューズを実践しましょう。 • 正しく分別して、可燃ごみの減量を心がけましょう。 • 食品ロスをなくすために、食材は使い切り、残さず食べるようにしましょう。

<p>主な取組</p>	<p>事業者の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月のごみ量を把握し、作業工程を再確認して削減に努めましょう。 食品ロス削減のために協力店に参加登録しましょう。 レジ袋の削減や、過剰包装を行わないように努めましょう。 <p>※ 一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品。</p> <p>2. リサイクル、リユース、リペアーの推進</p> <p>市の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> びん、缶、牛乳パック、食品トレイなどの店舗回収への普及啓発を行い、リサイクルを推進します。 使用済小型電子機器等の再資源化の啓発を図ります。 事業所における紙ごみ等の資源化の啓発を図ります。 生ごみ処理器の活用等による、生ごみの堆肥化を啓発します。 学校給食の残菜の堆肥化を推進します。 修理しながら、ものを長く使う「リペアー」の考え方について普及啓発を行うとともに、それらに取り組むもったいない工房を積極的に支援し、リペアーを推進します。 <p>市民の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源物は必ず分別して出しましょう。 リサイクル活動へ参加しましょう。 リサイクルショップやフリーマーケットを積極的に利用しましょう。 特定家庭用機器を廃棄する際、家電リサイクル法に基づき適正に処分しましょう。 修理できるものか確認し、修理して長く使いましょう。 環境にやさしいリターナブルびん※商品を使いましょう。 <p>※ 回収後、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて商品化されるびんのこと。</p> <p>事業者の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内で分別を徹底し、リサイクル、リユースして廃棄物を減らしましょう。 リサイクルの委託先が、適正にリサイクルしているか必ず確認しましょう。 新品でなくてよいものは、中古品などを活用しましょう。 								
<p>指標目標</p>	<table border="1" data-bbox="483 1722 1393 1850"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>目標年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系ごみ1人1日当たりのごみ処理量</td> <td>539g/人日 (令和3年度)</td> <td>431g/人日</td> <td>令和14年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 生活系ごみ（集団資源回収量を加えない）から、収集区分上の「資源ごみ」を除いたもの。</p>	指標	現状値	目標値	目標年度	家庭系ごみ1人1日当たりのごみ処理量	539g/人日 (令和3年度)	431g/人日	令和14年度
指標	現状値	目標値	目標年度						
家庭系ごみ1人1日当たりのごみ処理量	539g/人日 (令和3年度)	431g/人日	令和14年度						

2. 毛呂山町

毛呂山町の総合振興計画におけるごみ処理関連の施策は以下のとおりである。

名 称	第六次毛呂山町総合振興計画「基本構想・前期基本計画」
	令和7年3月
まちづくりの基本方向	ゼロカーボンの推進
基本方針	すべての世代が安全・安心で快適に暮らせるまち
ごみ処理関連の施策	家庭系燃やせるごみの排出量について5年間で5,774 t (-303 t)まで減少させることを目指します。 なお、本指標は「毛呂山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に掲載されており、1年度あたりでは0.83%減少させる目標となっています。
指 標	<ul style="list-style-type: none">家庭系燃やせるごみの排出量 現状値（令和5年度）：6,077 t 目標値（令和11年度）：5,774 t

3. 鳩山町

鳩山町の総合計画におけるごみ処理関連の施策は以下のとおりである。

名 称	第6次鳩山町総合計画			
	令和4年3月			
柱となる政策	環境と共生するまちづくり			
	総合的な景観づくり			
	緑と潤いのまちづくり			
	公園緑地の整備			
政策展開の基本視点	花と木と、人が織りなす潤いと魅力の里山			
推進する主な政策	総合的推進体制の整備・環境情報の活用推進			
	住民参加による環境づくりの推進			
	環境行動指針の策定・推進			
	地域エネルギーの利活用			
「環境と共生するまちづくり」の評価指標				
指標 番号	指標		2029年目標	
	指標名	説明	目標値	説明
9	1人当たりの ごみ排出量（年間）	環境省「日本の廃 棄物処理」	265.4kg	現況から約20%の 向上 （数値の減少）
10	ごみのリサイクル率	環境省「日本の廃 棄物処理」全体の ごみ量のうちリサ イクル（資源）の 占める割合	23%	現況から約20%の 向上 （割合の増加）
11	有害ごみ及び不燃物 のごみ総量に占める 割合	—	4.8%	現況から約20%の 向上 （割合の減少）

4. 越生町

越生町の総合計画におけるごみ処理関連の施策は以下のとおりである。

名 称	第六次越生町長期総合計画・前期基本計画
	令和3年7月
基本目標	安全・安心で快適なまち
基本施策	ごみ処理対策の推進
方 針	ごみの排出抑制と分別の徹底による減量化・再資源化を推進します。
	ごみの減量化に努め循環型社会の実現を目指します。
	生ごみ処理機の設置補助をおこない生ごみの減量化を促進します。
	資源ごみの集団資源回収報奨金制度を継続し、ごみの減量、資源の有効利用を促進します。
ごみ処理関連の 施策	ごみ集積所の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ集積コーナーの更新やごみ集積所の適正配置と計画的な用地確保に努めます。 ・ クリーンタウン越生推進協議会を中心に、各地区の協力を得ながらごみ集積所の清潔保持に努めます。
	ごみ処理施設の整備・充実
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様化するごみの分別・処理に対応するため、処理施設や収集運搬体制の整備・充実に努めます。
	ごみの減量化・リサイクルの推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川角リサイクルプラザで資源ごみの分別処理を徹底し、リサイクルを推進します。 ・ 家庭から排出された生ごみの減量化および資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機器の普及に努めます。 ・ 家庭から持ち込まれた家具類やおもちゃ、楽器等と着物をリメイクした洋服をリサイクル用品として販売します。 ・ 海洋プラスチック問題、地球温暖化防止などの対策に向けレジ袋の削減と、マイバックの持参を促し町民一人ひとりの意識を高めます。 ・ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動を推進し、循環型社会の構築に取り組みます。

第3章 国及び県の廃棄物の減量及び適正処理に関する基本方針等

第1節 国の基本方針

国は、平成13年5月、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定め（令和5年6月変更）、廃棄物の減量化や再生利用の数値目標を定めるとともに、目標達成に向けての施策を推進するために基本的事項等を示している。目標値は以下に示すとおりである。

1. 一般廃棄物の状況（平成24年度）（国）

指標	目標値
排出量	4,500万 t /年
再生利用量	930万 t /年（約21%）
中間処理による減量	3,100万 t /年
最終処分量	470万 t /年

2. 一般廃棄物減量化の目標量（国）

指標	目標値
排出量	平成24年度に対して、令和7年度において約16%削減する。
再生利用量	平成24年度の約21%を、令和9年度に約28%に増加させる。
最終処分量	平成24年度に対して、令和7年度において約31%削減する。
一人一日当たりの家庭ごみ排出量	令和7年度において440gとする。

3. 食品ロス、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に係る目標値（国）

指標	目標値
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	令和7年度において200市町村以上に増大させる。
小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制構築市町村の割合	令和7年度までに、100%まで増大させる。
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	令和7年度までに、80%以上に増大させる。

第2節 環境、廃棄物及びリサイクル関連の法体系

環境の保全についての基本理念を規定している「環境基本法」にのっとり、循環型社会の基本的枠組みを定める法律として、「循環型社会形成推進基本法」が制定された。循環型社会形成推進基本法は、廃棄物の適正処理等に関する「廃棄物処理法」、リサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律」、個別の品物のリサイクルに関する「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」等とともに環境、廃棄物及びリサイクル関連の法体系を形成している（図3.1）。

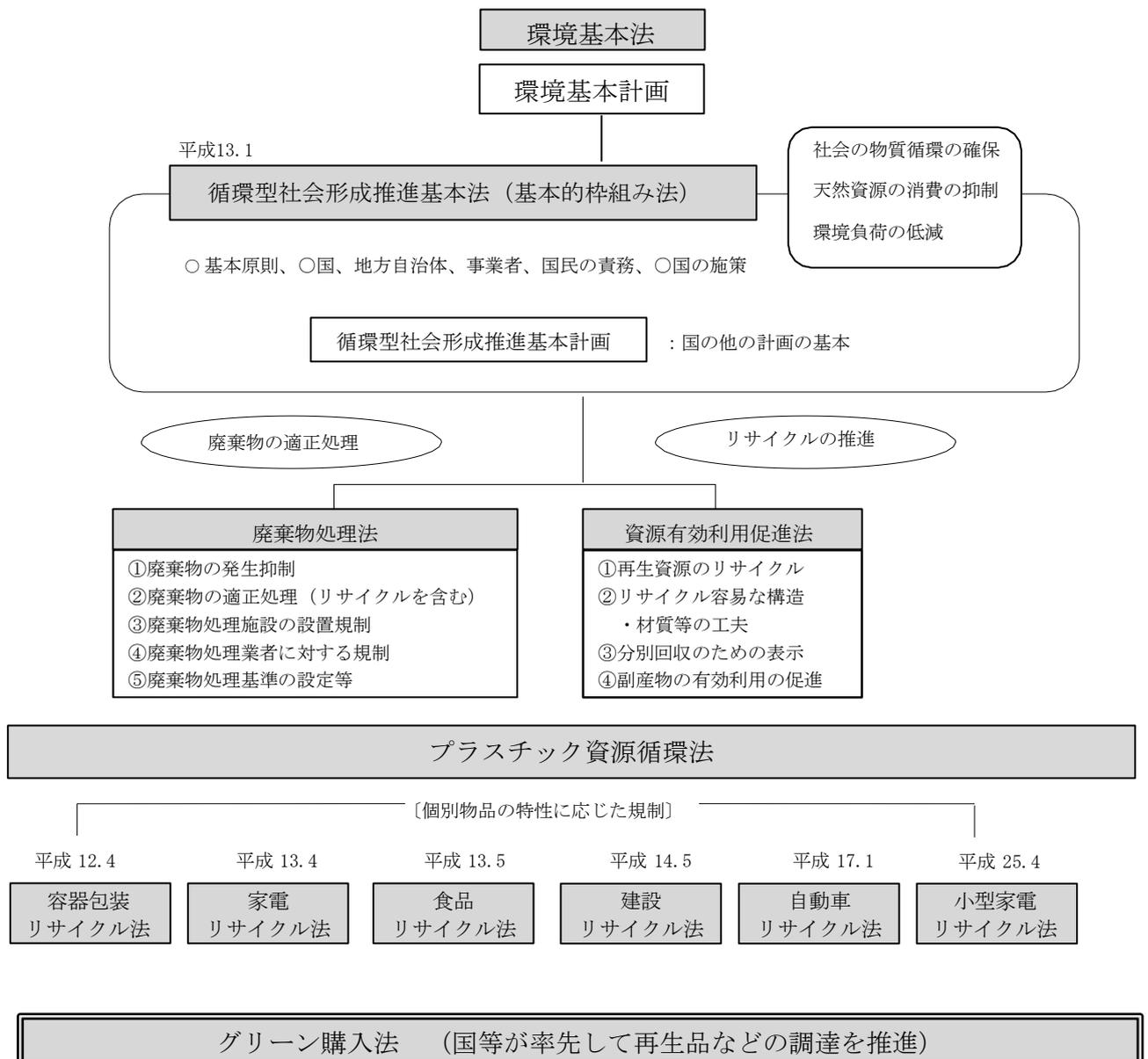


図3.1 循環型社会の形成の推進のための施策体系

第3節 国の関係法令との関係

1. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

本法律は、令和4年4月1日に施行された。国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化が生じてきている。そこで、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講じ、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

本法律の基本方針は、以下に示すとおりである。

- ①プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ②ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ③プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

出典：環境省

2. 食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロス削減推進法は、令和元年10月1日に施行された。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

国は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について（令和2年3月消教推第115号）」により、都道府県及び市町村に対して、法第13条の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」を一般廃棄物処理基本計画等の既存計画等の中に位置付けることを求めている。

国は、食品ロス削減に関する施策の総合的推進を図るため、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を定めており、本方針に掲げられた食品ロスの削減の基本的施策は、以下に示すとおりである。

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

出典：消費者庁

第4節 埼玉県の方針

埼玉県は、令和3年度に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、廃棄物をめぐる様々な課題がある中、社会的にも影響が大きく、近年新たに注目されているものとして、「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」及び「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」の3つを重要課題として位置付け、積極的に取り組むこととしている。

令和7年度を目標年度として家庭ごみ排出量、事業系ごみ排出量及び最終処分量の目標値を設定し、それぞれの削減を目指すこととしている。また、産業廃棄物については、最終処分量の更なる削減に取り組むための目標値を設定することとしている。目標値は以下に示すとおりである。

(1) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（県）

令和7年度の県民1人1当たりの家庭系ごみ排出量を440g／人・日に削減する。
（平成30年度実績524g／人・日から約16%削減）

(2) 事業系ごみ排出量（県）

令和7年度の事業系ごみ排出量を451千tに削減する。
（平成30年度実績535千tから約16%削減）

(3) 1人1日当たりの最終処分量（県）

令和7年度の1人1日当たりの最終処分量を28g／人・日に削減する。
（平成30年度実績34g／人・日から約18%削減）

(4) 一般廃棄物再生利用率（県）

令和7年度の再生利用率を33.6%に増加する。
（平成30年度実績23.9%から9.7ポイント増加）

表3.1 埼玉県の廃棄物の目標値

	実績	予測		目標値
	平成30年度	令和7年度	令和12年度	令和7年度
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g／人・日)	524	475	443	440
事業系ごみ排出量 (千t)	535	527	522	451
1人1日当たりの 最終処分量 (g／人・日)	34	31	29	28
一般廃棄物 再生利用率 (%)	23.9	24.6	24.8	33.6

※ 家庭系ごみ：生活系ごみから資源物を除いたもの。

(2) 行田羽生資源環境組合

行田市と羽生市は、令和2年7月に広域化に向けた検討に着手し、令和3年12月に「行田羽生資源環境組合」の設立に合意し、令和4年4月に県の許可が下されて、行田羽生資源環境組合が主体となり事業を進めている。その後、令和6年半ばまで施設整備基本計画や生活環境影響調査等新たな施設整備のための業務を進め、令和6年9月から行田市内において新たなごみ焼却施設の建設事業が進められている。新たなごみ焼却施設は、令和9年度の稼働開始を予定している。

(3) 大里広域市町村圏組合

大里広域市町村圏組合は、昭和47年4月に発足した組合で、大里地域の2市1町（熊谷市、深谷市及び寄居町）における4つのごみ焼却施設と1つの不燃ごみ処理場の運営に事業を行っている。大里広域市町村圏組合では、いずれの施設も稼働開始後30年以上が経過しており、老朽化が進んでいることから令和11年度を目途に新ごみ焼却施設の整備事業を計画している。

(4) 東松山市

東松山市は、現クリーンセンター（焼却施設）の延命化を図りつつ、新たなごみ処理施設の早期稼働を目指し、市単独での施設整備を検討することとしている。令和5年度、東松山市単独での新たなごみ処理施設整備に向けて、建設候補地の選定や施設整備に係る基本構想について調査審議を行うための「東松山市新ごみ処理施設検討委員会条例」を制定した。

(5) 坂戸市

坂戸市には、2つの清掃センター（焼却施設）、1つの粗大ごみ処理施設及び1つの最終処分場があり、民間処理施設も活用しながら、ごみの処理を行っている。焼却施設は2施設有しているが、平成18年4月に1施設（東清掃センター）を休止し、1施設（西清掃センター）での焼却処理を行っている。

坂戸市は、令和2年2月、ごみ処理施設の故障や事故等により、ごみ処理に支障が出た場合や災害時にごみ量が急激に増加した場合などにおいて、迅速なごみ処理の相互支援を行うことを目的として、本組合と「ごみ処理に関する相互支援協定」を締結している。

3. 最終処分場等

(1) 埼玉県環境整備センター最終処分場

環境整備センターは、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分（埋立処分）を行っている県営の最終処分場である。また、敷地内に、公共関与による全国初めての総合的資源循環型モデル施設「彩の国資源循環工場」や公園緑地施設「三ヶ山緑地公園」が整備されている。埋立期間は、令和元年2月から令和13年3月までを予定しており、一般廃棄物の受入品目は、ごみ焼却灰、し尿処理場焼却灰及び不燃物の3種であり、それぞれ受入基準が設けられている。

(2) 彩の国資源循環工場

彩の国資源循環工場は、民間リサイクル施設やPFIサーマルリサイクル施設など、リサイクル施設群の総称であり、平成18年度に操業を開始している。

彩の国資源循環工場は、持続可能な発展と資源循環型社会の形成を目指す、公共関与による全国に先駆けた総合的「環境循環型モデル施設」であり、廃棄物を資源とする製品開発や効率的資源エネルギーの回収、廃棄物の発生抑制、公害防止などの様々な技術分野に取り組んでいる。また、埋立処分されている大量の焼却灰の資源化活用に道を開き、市町村への支援とひっ迫する最終処分場の環境負荷の低減に貢献する施設として位置付けられている。

(3) セメント工場を活用した廃棄物の再資源化の推進

埼玉県は、県内に最終処分場が少ないことから、最終処分場の確保とともに資源化の取組を進めている。

具体的には灰溶融とは異なる手法での無害化・資源化を進める「彩の国プラント化計画」であり、埼玉県内で発生する一般廃棄物の焼却灰とばいじんを普通セメントの原料として利用するシステムが普及している。

なお、埼玉清研は、太平洋セメント株式会社との間に「焼却灰・ばいじんの広域委託処理に関する協定」を締結し、県内から発生する焼却灰とばいじんの資源化処理を推進している。

第4章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理体制

ごみ処理体制は表4.1に示すとおりである。

表4.1 ごみ処理体制

区分	実施主体	実施体制
排出抑制	構成市町・本組合	構成市町・本組合
収集・運搬	本組合	本組合（一部直営・委託・協定※）
中間処理	本組合	本組合（委託）
最終処分	本組合	本組合（委託）

※ 本組合と収集業者が協定を締結し、業者は収集した紙布類を本組合の代わりに売却し、代金を収集事業の運営経費に充てている。

2. ごみの分別区分

家庭から排出されるごみの分別区分は、表4.2に示すとおり8区分であり、構成市町で統一されている。

表4.2 ごみの分別区分

区 分	内 容
燃やせるごみ	40cm以内のもの （生ごみ、紙おむつ、食用油、CD・DVD・BD、使い捨てライター、枝木・草木、歯磨き粉のチューブなど汚れ・油分の落ちない可燃性の容器、使い捨てカイロ、ポリバケツ、くつ・かばん、在宅医療廃棄物（点滴パック、チューブ）など）
燃やせないごみ	80cm以内、10kg以内のもの （なべ・やかん類、ガラス製品・陶磁器、油性の強いかん、小型家電、危険物（刃物・電球）など）
粗大ごみ	家具、タンス、ソファ、カーペット、電気毛布、ふとん、自転車、スノーボード、折りたたみベッドなど
有害ごみ	電池類、蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計
びん・かん類	飲料用、お菓子用、缶詰用、スプレー缶・カセットガス缶など
ペットボトル	清涼飲料、調味料、酒類用のペットボトルなど
その他容器包装プラスチック	レジ袋やお菓子の袋、プリンやゼリーなどの容器、キャップ・ふた類、発泡スチロール・白色トレイや色つきトレイなど
紙・布類	新聞紙、ダンボール、雑紙、紙パック、布類

3. ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、図4.1に示すとおりである。

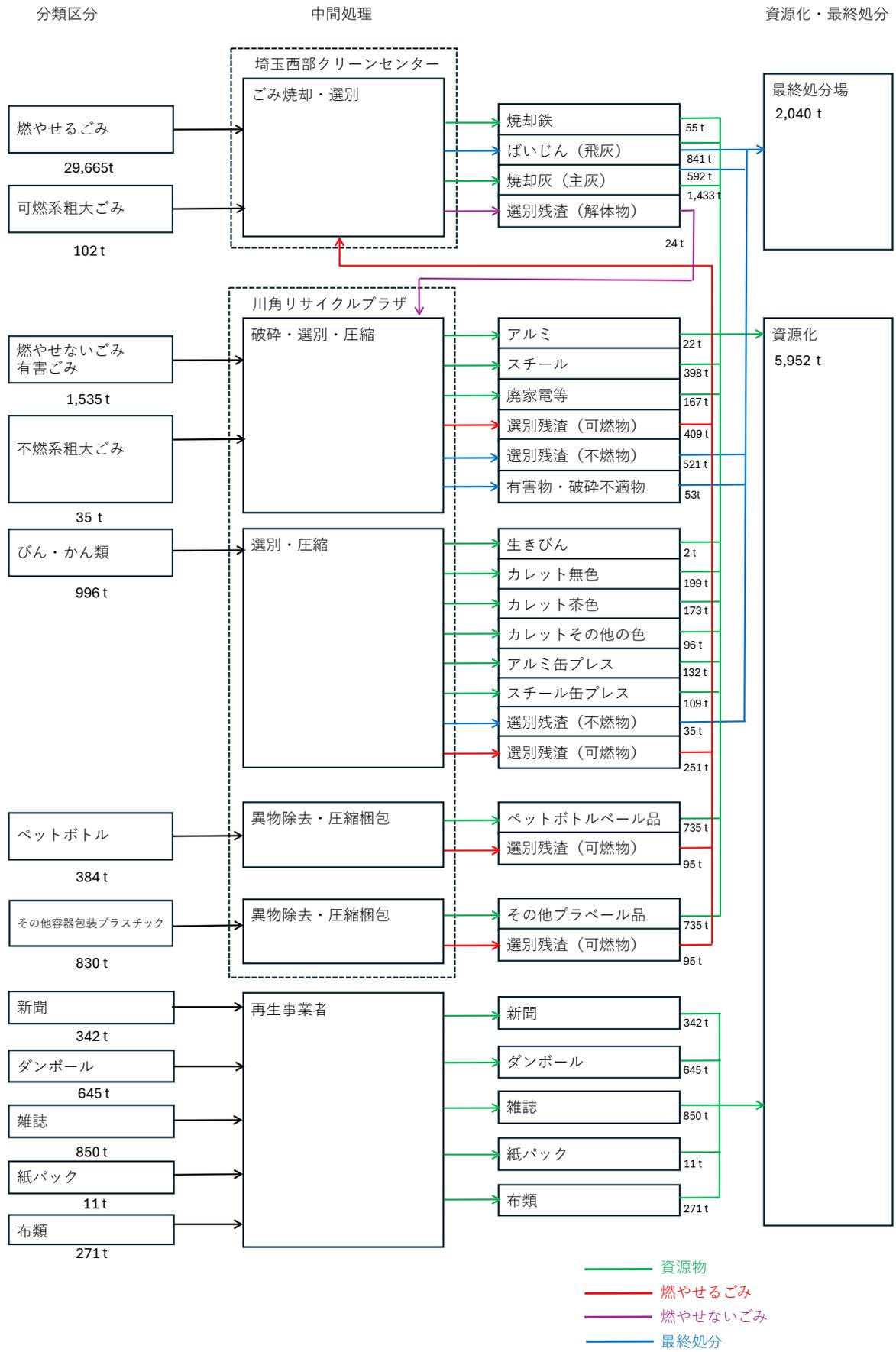
埼玉西部クリーンセンターでは、燃やせるごみ及び可燃系粗大ごみを搬入し、焼却処理前に羽毛布団・綿布団等の有価物（以下「有価物」という。）の選別を行い、選別した有価物は売却している。焼却処理後に生じた焼却鉄については資源化をしている。粗大ごみは搬入後に焼却が可能なサイズに解体し、解体の際に生じた不燃性の解体物については川角リサイクルプラザに搬出している。なお、焼却処理によって発生した焼却主灰及び焼却飛灰は資源化又は埋立処分をしている。

川角リサイクルプラザでは、燃やせないごみ、有害ごみ及び不燃系粗大ごみを搬入し、資源として活用できる廃家電等の選別を行い、資源として活用できないものは破碎処理を行っている。選別した廃家電等並びに破碎処理後に選別したアルミ及びスチールについては資源化し、破碎処理によって発生した選別残渣（不燃物）は埋立処分、選別残渣（可燃物）は埼玉西部クリーンセンターで焼却処理をしている。

びん・かん類は、川角リサイクルプラザで、生きびん、カレット（無色、茶色、その他の色）、アルミ缶又はスチール缶に選別して資源化をしている。選別残渣（不燃物）は埋立処分、選別残渣（可燃物）は埼玉西部クリーンセンターで焼却処理をしている。

ペットボトル及びその他容器包装プラスチックは、川角リサイクルプラザで選別後に圧縮梱包を行っている。圧縮梱包品（ペットボトルベール品及びその他プラベール品）は資源化、選別残渣（可燃物）は埼玉西部クリーンセンターで焼却処理をしている。

また、紙・布類は、再生事業者により資源化をしている。



※ 再使用可能な家具等は、川角リサイクルプラザのボランティア団体でリユース事業を行っている。
図4.1 ごみ処理フロー（令和5年度）

4. ごみ排出量等

(1) ごみ排出量

ア. 鶴ヶ島市

ごみの総排出量は、令和2年度に増加した後、令和3年度以降は減少傾向であり、令和5年度で18,755tである。

生活系ごみ量は、令和2年度に増加した後、令和3年度から減少傾向に転じた。

事業系ごみ量は、令和3年度まで減少傾向で推移した後、令和4年度に一旦増加したが、令和5年度に再び減少に転じた。

集団資源回収量は、令和元年度以降、回収量は減少傾向である。

1人1日当たり排出量は、令和2年度に増加したが、令和3年度以降は減少傾向である。令和4年度は779g/人・日であり、同年度の埼玉県平均825g/人・日及び全国平均880g/人・日より少ない。

表4.3 ごみ排出量実績（鶴ヶ島市）

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口（10月1日時点）	人	69,940	69,918	70,067	70,177	70,106
生活系ごみ	t/年	16,201	16,704	16,302	15,858	14,813
事業系ごみ	t/年	4,382	3,997	3,949	4,027	3,888
集団資源回収	t/年	96	74	59	61	54
総排出量	t/年	20,679	20,775	20,309	19,946	18,755
1人1日当たり排出量	g/人・日	808	814	794	779	731
1人1日当たり排出量 （埼玉県）	g/人・日	861	861	841	825	-
1人1日当たり排出量 （全国）	g/人・日	918	901	890	880	-

出典：本組合行政報告書

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

※ 全国平均、埼玉県の1人1日当たり排出量は令和4年度データが最新データである。

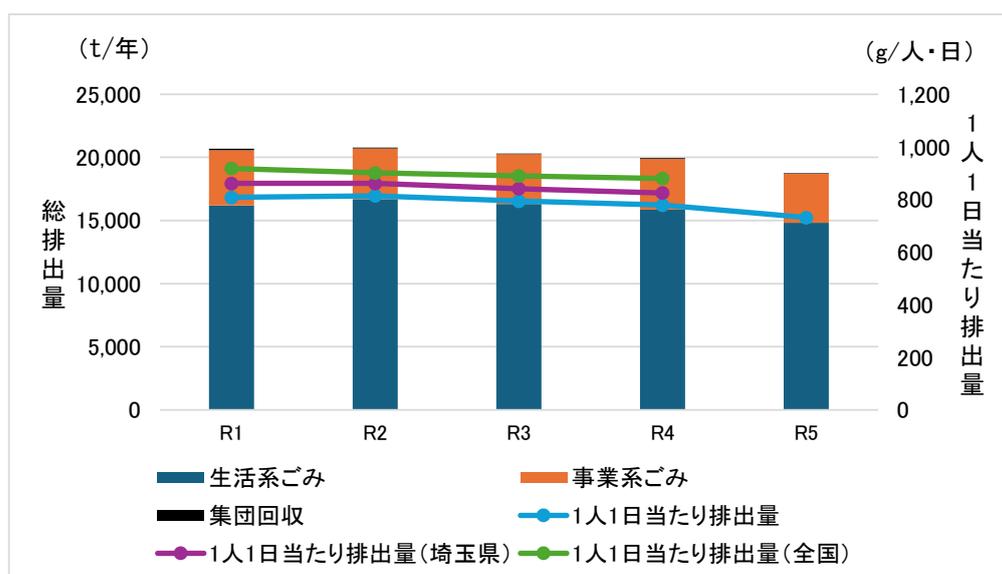


図4.2 ごみ排出量実績（鶴ヶ島市）

イ. 毛呂山町

ごみの総排出量は、令和元年度以降、減少傾向で推移し、令和5年度で10,012tである。

生活系ごみ量は、令和2年度に増加し、令和3年度からは減少傾向に転じた。

事業系ごみ量は、令和2年度に減少した後、令和4年度まで増加傾向となり、令和5年度に再び減少に転じた。

集団資源回収量は、令和元年度以降、減少傾向である。

1人1日当たり排出量は、令和2年度までほぼ横ばいで推移した後、令和3年度以降、減少傾向である。令和4年度は873g/人・日であり、同年度の埼玉県平均825g/人・日より多く、全国平均880g/人・日より少ない。

表4.4 ごみ排出量実績（毛呂山町）

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口(10月1日時点)	人	33,640	33,256	33,020	32,702	32,413
生活系ごみ	t/年	8,239	8,469	8,156	7,886	7,506
事業系ごみ	t/年	2,494	2,276	2,288	2,303	2,297
集団資源回収	t/年	379	244	244	235	209
総排出量	t/年	11,113	10,989	10,688	10,423	10,012
1人1日当たり排出量	g/人・日	903	905	887	873	844
1人1日当たり排出量 (埼玉県)	g/人・日	861	861	841	825	-
1人1日当たり排出量 (全国)	g/人・日	918	901	890	880	-

出典：本組合行政報告書

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

※ 全国平均、埼玉県の1人1日当たり排出量は令和4年度データが最新データである。

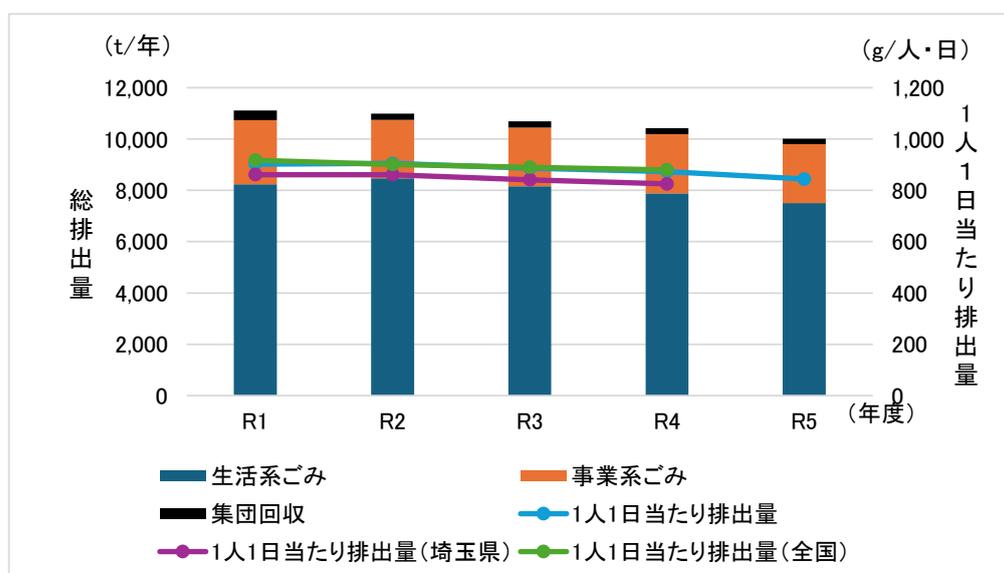


図4.3 ごみ排出量実績（毛呂山町）

ウ. 鳩山町

ごみの総排出量は、令和元年度以降、若干の増減を繰り返しているものの、減少傾向で推移しており、令和5年度で4,212tである。

生活系ごみ量は、令和元年度以降、若干の増減を繰り返しているものの、減少傾向である。なお、令和4年度は、7月の豪雨災害による災害廃棄物の影響により、前年度より増加となった。

事業系ごみ量は、令和元年度以降、若干の増減を繰り返しているものの、減少傾向である。

集団資源回収量は、令和2年度に減少した後、令和3年度に増加したが、令和4年度以降、減少傾向に転じた。

1人1日当たり排出量は、令和2年度に増加した後、令和3年度は減少し、令和4年度は増加した。令和4年度は924g/人・日であり、同年度の埼玉県平均825g/人・日及び全国平均880g/人・日より多い。

表4.5 ごみ排出量実績（鳩山町）

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口（10月1日時点）	人	13,679	13,506	13,320	13,206	13,034
生活系ごみ	t/年	3,661	3,781	3,591	3,675	3,472
事業系ごみ	t/年	719	626	639	672	642
集団資源回収	t/年	116	101	123	109	98
総排出量	t/年	4,496	4,508	4,353	4,456	4,212
1人1日当たり排出量	g/人・日	898	914	895	924	883
1人1日当たり排出量 （埼玉県）	g/人・日	861	861	841	825	-
1人1日当たり排出量 （全国）	g/人・日	918	901	890	880	-

出典：本組合行政報告書

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

※ 全国平均、埼玉県の1人1日当たり排出量は令和4年度データが最新データである。

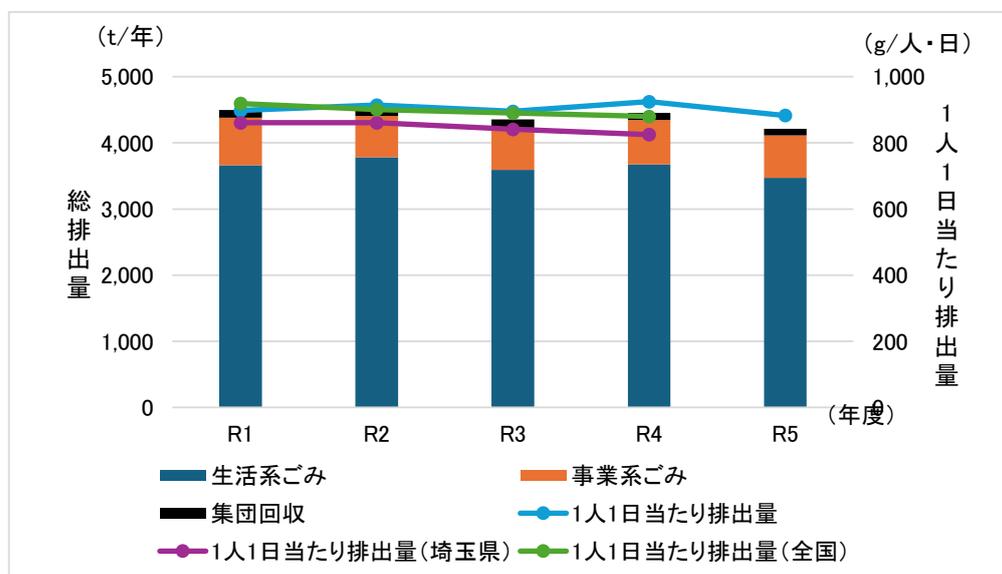


図4.4 ごみ排出量実績（鳩山町）

エ. 越生町

ごみの総排出量は、令和2年度に増加した後、令和3年度以降減少傾向であり、令和5年度で3,205tである。

生活系ごみ量は、令和2年度に増加した後、令和3年度以降、減少傾向に転じた。

事業系ごみ量は、令和2年度に減少した後、令和3年度から増加傾向に転じた。

集団資源回収量は、令和元年度以降、減少傾向である。

1人1日当たり排出量は、年度による増減はあるもののほぼ横ばい傾向である。

令和4年度は823g/人・日であり、同年度の埼玉県平均825g/人・日及び全国平均880g/人・日より少ない。

表4.6 ごみ排出量実績（越生町）

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口（10月1日時点）	人	11,521	11,384	11,260	11,084	10,921
生活系ごみ	t/年	2,807	2,928	2,815	2,744	2,608
事業系ごみ	t/年	394	374	381	424	438
集団資源回収	t/年	229	210	166	160	159
総排出量	t/年	3,430	3,512	3,362	3,328	3,205
1人1日当たり排出量	g/人・日	813	845	818	823	802
1人1日当たり排出量 （埼玉県）	g/人・日	861	861	841	825	-
1人1日当たり排出量 （全国）	g/人・日	918	901	890	880	-

出典：本組合行政報告書

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

※ 全国平均、埼玉県の1人1日当たり排出量は令和4年度データが最新データである。

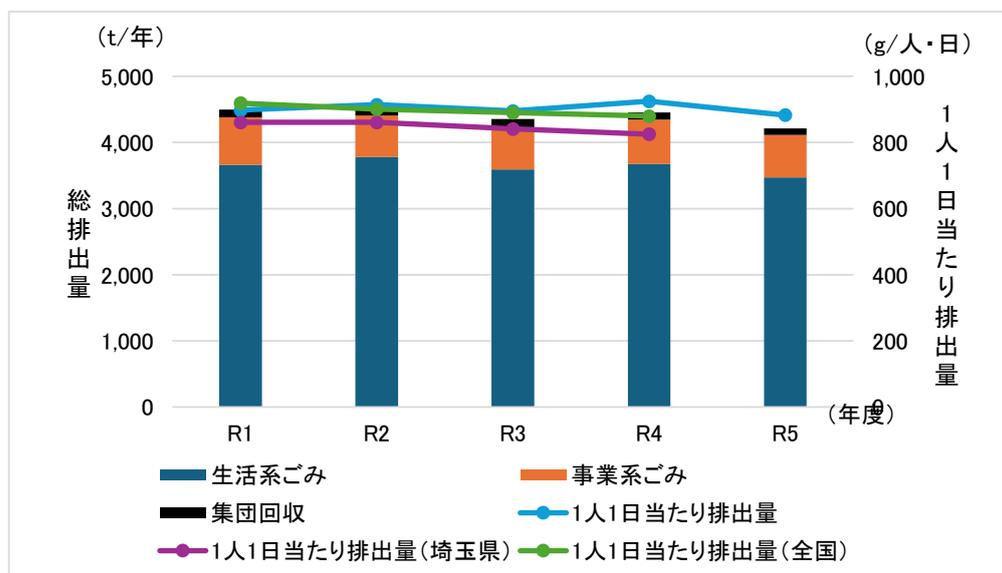


図4.5 ごみ排出量実績（越生町）

オ. 組合全体

ごみの総排出量は、令和2年度に増加した後、令和3年度以降は減少傾向で、令和5年度で36,184 tである。

生活系ごみ量は、令和2年度に増加した後、令和3年度以降は減少傾向に転じた。

事業系ごみ量は、令和3年度まで減少傾向で推移した後、令和4年度は増加し、令和5年度は再び減少に転じた。

集団資源回収量は、令和元年度以降、減少傾向である。

1人1日当たり排出量は、令和2年度に増加したが、令和3年度以降は減少傾向である。令和4年度実績は822g/人・日であり、同年度の埼玉県平均825g/人・日及び全国平均880g/人・日より少ない。

表4.7 ごみ排出量実績（組合全体）

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口（10月1日時点）	人	128,780	128,064	127,667	127,169	126,474
生活系ごみ	t/年	30,908	31,882	30,863	30,163	28,400
事業系ごみ	t/年	7,989	7,273	7,257	7,425	7,265
集団資源回収	t/年	820	630	591	566	520
総排出量	t/年	39,718	39,785	38,712	38,154	36,184
1人1日当たり排出量	g/人日	843	851	831	822	782
1人1日当たり排出量 （埼玉県）	g/人日	861	861	841	825	-
1人1日当たり排出量 （全国）	g/人日	918	901	890	880	-

出典：本組合行政報告書

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

※ 埼玉県及び全国の1人1日当たり排出量は令和4年度データが最新データである。

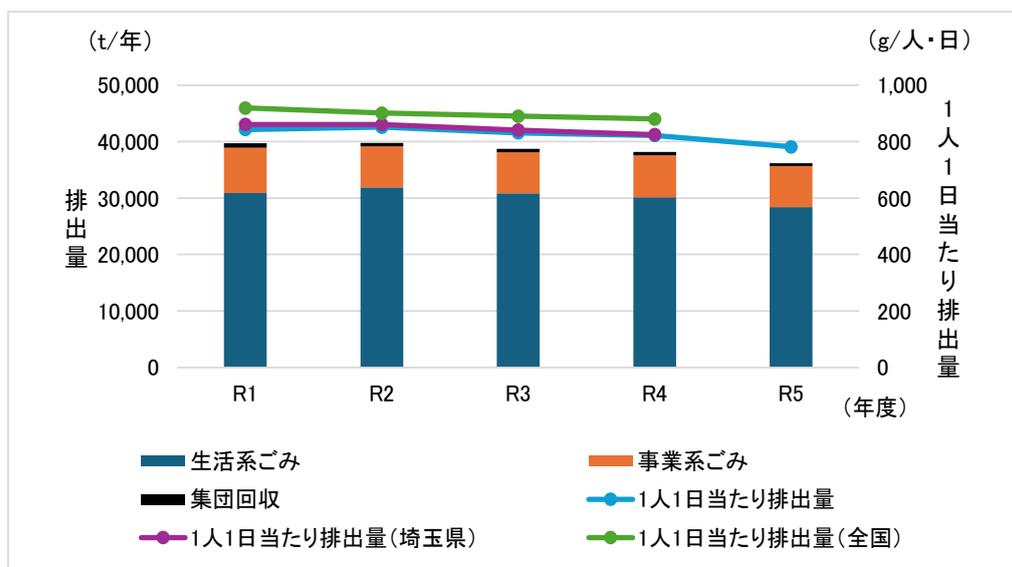


図4.6 ごみ排出量実績（組合全体）

(2) ごみの性状

本組合が実施しているごみ組成分析データの年間平均について過去5年間の実績を表4.8及び図4.7に示す。

令和5年度において、最も組成割合が高いものは、紙・布類53.1%、次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類24.1%、木・竹・ワラ類14.3%となっている。

表4.8 年度別ごみ質分析結果一覧

(湿り*) 単位：%

区分		年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみの種類組成	紙・布類	39.3	36.0	42.7	41.2	53.1
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	17.0	20.1	14.5	17.8	24.1
	木・竹・ワラ類	20.8	7.6	12.0	15.7	14.3
	厨芥類	18.5	32.6	28.0	21.0	7.2
	不燃物類	0.9	0.8	0.8	1.7	0.7
	その他(5mmのふるいを通過したもの)	3.6	2.9	2.0	2.6	0.6
	合計	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0
ごみの3成分	水分	43.3	49.6	51.9	43.9	43.9
	灰分	7.9	5.5	7.0	6.5	5.4
	可燃分(プラ)	12.8	13.7	9.3	12.8	50.7
	可燃分(プラ以外)	36.1	31.2	31.9	36.9	
	合計	100.1	100.0	100.1	100.1	100.0
低位発熱量(kcal/kg)	2,225	2,078	1,733	2,361	2,695	
低位発熱量(KJ/kg)	9,309	8,694	7,251	11,276	12,205	

出典：ごみ質調査結果（本組合）

※「湿り」とは、ごみを乾燥させない状態での組成割合であることを示す。

※ 年間平均値の小数点第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%にならない場合がある。

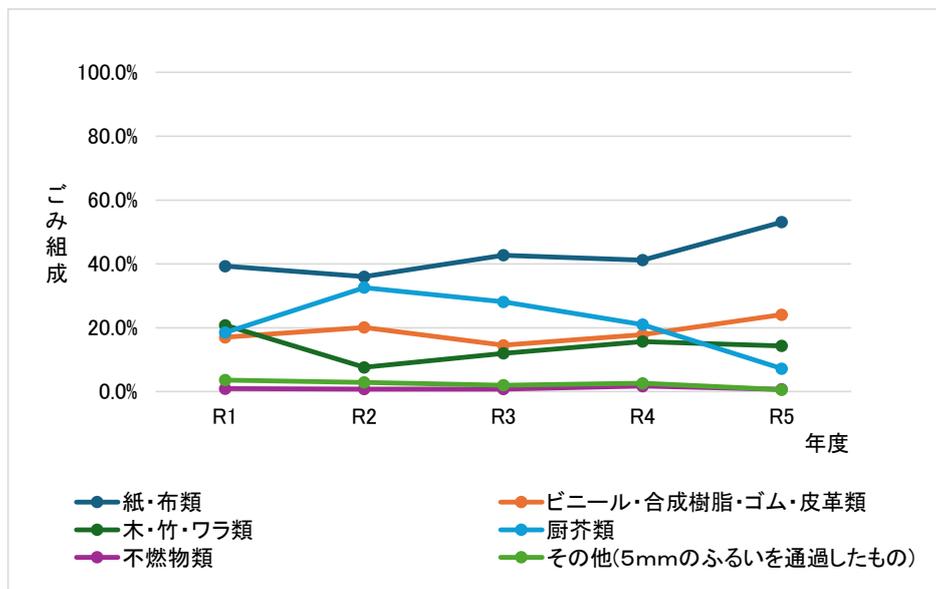


図4.7 年度別ごみ質分析結果一覧

(3) 資源化量

資源化量の推移は表4.9及び図4.8に示すとおりである。

表4.9 資源化量の推移

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
紙・布類		t/年	2,356	2,529	2,434	2,271	2,118
	新聞	t/年	482	502	485	409	342
	ダンボール	t/年	662	768	740	701	645
	雑紙	t/年	910	947	889	861	850
	紙パック	t/年	9	11	12	13	11
	布類	t/年	293	302	308	286	271
焼却	鉄	t/年	211	221	37	0	55
	焼却灰	t/年	97	443	545	984	1,433
破碎・選別	アルミ	t/年	23	55	22	0	22
	スチール	t/年	481	511	341	83	398
	廃家電等	t/年	242	250	223	190	167
収集資源化	カレット無色	t/年	215	241	214	194	199
	カレット茶色	t/年	181	196	169	173	173
	カレットその他	t/年	105	126	118	116	96
	生きびん	t/年	2	2	2	2	2
	アルミ缶プレス	t/年	151	176	203	135	132
	スチール缶プレス	t/年	137	92	149	60	109
	スプレー缶	t/年	0	0	13	25	0
ペットボトルベール品		t/年	318	318	317	325	312
その他プラベール品		t/年	728	771	792	777	735
合計		t/年	5,246	5,929	5,579	5,334	5,952
集団資源回収		t/年	820	630	591	566	520
総資源化量		t/年	6,066	6,559	6,171	5,899	6,471
ごみ処理量（中間処理施設搬入量）		t/年	39,760	40,433	38,979	38,372	36,491
資源化率（本組合）		%	14.9	16.0	15.6	15.2	17.5
資源化率（埼玉県平均）		%	23.7	24.4	24.2	24.4	-
資源化率（全国平均）		%	19.6	20.0	19.9	19.6	-

出典：本組合行政報告書

※ 資源化率＝総資源化量／（ごみ処理量（中間処理施設搬入量）＋集団資源回収量）×100

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

※ 埼玉県及び全国の1人1日当たり排出量は令和4年度データが最新データである。

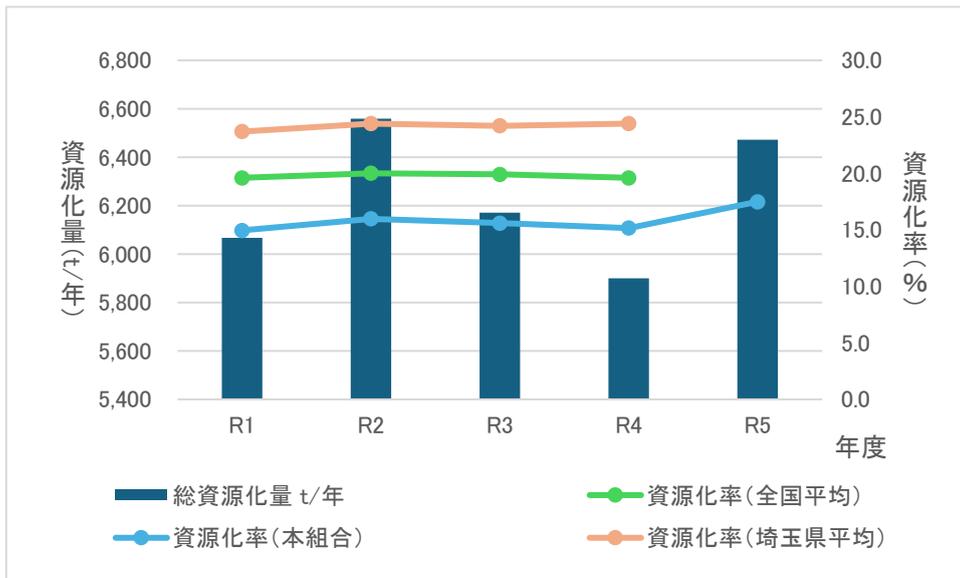


図4.8 資源化率の推移

(4) 温室効果ガス排出量

廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量を表4.10に示す。

温室効果ガスとしては、収集段階（収集運搬車の燃料）、中間処理段階、最終処分段階（運搬車、最終処分場における電気、燃料等の使用）があるが、収集・運搬、最終処分は委託していることから、中間処理段階での温室効果ガス排出量を整理する。

中間処理段階では、燃料及び電気の使用量から二酸化炭素、ごみの焼却量からメタン及び一酸化二窒素、ごみの焼却量のうち廃プラスチックの焼却に伴う二酸化炭素の排出量を算出する。

表4.10 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量

単位：tCO₂/年

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高倉クリーンセンター	173,260	169,400	213,438	78,843	-
埼玉西部 クリーンセンター	-	-	-	23,233 注)	13,643
川角リサイクルプラザ	220	539	172	176	207
合計	173,480	169,938	213,610	102,401	13,850

出典：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成25年4月）に従い計算した。

注）試運転期間中に立上げ下げ等の試験を多く行ったことによるもの

※ 高倉クリーンセンターは令和4年11月末日をもってごみの受け入れを終了した。

※ 埼玉西部クリーンセンターは令和4年12月1日から令和5年3月末日まで試運転稼働を行い、令和5年4月1日から稼働を開始した。

※ 川角リサイクルプラザの火災に伴い、令和3年度及び令和4年度は外部処理委託を行っている。

(参考) 焼却施設の発電量・売電量の状況

単位：kWh

		発電量	売電量
令和4年度	高倉クリーンセンター	-	-
	埼玉西部クリーンセンター	3,553,550	2,086,574
令和5年度	埼玉西部クリーンセンター	14,725,120	8,812,043

出典：本組合行政報告書

5. ごみの排出抑制

ごみの排出抑制策は、以下のとおりである。

(1) ごみ処理の有料化

排出者負担の公平化やごみの減量及び資源化による環境負荷の低減とごみ処理経費の応分の負担等を目的として、ごみ処理手数料を徴収している。

事業系ごみについては、従量制により処理料金を徴収している。

生活系ごみのごみ処理手数料については、粗大ごみの戸別収集及び個人の直接搬入ごみに対して徴収しているが、収集ごみは徴収していない。

(2) 環境教育、普及啓発

小学校等において、3R（Reduce（リデュース：ごみの発生抑制）、Reuse（リユース再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用））の必要性についての教育を推進している。

また、地域住民や事業所において主体的にごみの減量化に取り組むため、ごみの発生抑制について各種啓発活動を推進している。具体的には、日常における使い捨ての自粛、生ごみの水切り、簡易包装の実施などについて広報誌などで呼びかけるとともに、構成市町が主体となるイベント時などにごみの排出抑制を呼び掛けている。

(3) 生ごみ処理容器等設置パイロット事業・設置補助

毛呂山町、鳩山町及び越生町においては、生ごみ処理容器として全国的に普及しているキューロを利用し、可燃ごみの中でも重量と水分を多く含む「生ごみ」の減量化に取り組んでいる。また、毛呂山町及び越生町においては、生ごみ処理機器の設置補助を行い、生ごみの減量化を促進している。

(4) マイバッグ運動・レジ袋対策

マイバッグの普及促進によるレジ袋等の削減について広報誌などで呼びかけている。

(5) 再使用（リユース）と再生利用（リサイクル）の推進

本組合においては、住民による再使用及び再生利用活動への支援、民間リサイクル活用による再使用及び再生利用の促進、資源物の分別排出の指導徹底、リサイクル製品使用の奨励などを実施している。

また、鶴ヶ島市においては自主的にごみの発生抑制・減量化の推進を図っていく活動や団体を支援している。

(6) 雑紙袋によるごみの減量化事業

鳩山町においては、可燃ごみとして廃棄されることが多い雑紙の再資源化を促進するため、雑紙袋を作成・配布し、リサイクルの推進に取り組んでいる。

(7) 集団資源回収

集団資源回収の実績は表4.11から表4.14に示すとおりである。また、毛呂山町、鳩山町及び越生町においては、資源回収報奨制度を実施している。

表4.11 集団資源回収実績（鶴ヶ島市）

区分 年度	段ボール (kg)	新聞 (kg)	雑誌 (kg)	牛乳パック (kg)	布類 (kg)	計 (kg)
令和元年度	-	-	-	-	-	96,000
令和2年度	-	-	-	-	-	74,000
令和3年度	-	-	-	-	-	61,000
令和4年度	15,200	21,010	25,070	150	10	61,440
令和5年度	14,020	16,630	23,270	100	0	54,020

表4.12 集団資源回収実績（毛呂山町）

区分 年度	紙類 (kg)	布類 (kg)	カレット (kg)	アルミ (kg)	金属類 (kg)	びん (本)	計 (kg)
令和元年度	333,320	9,450	13,970	8,658	13,070	638	379,106
令和2年度	209,370	3,360	13,572	6,099	11,460	311	244,172
令和3年度	209,510	2,000	15,220	6,056	11,250	150	244,186
令和4年度	203,600	2,310	11,610	5,942	11,360	0	234,822
令和5年度	183,510	2,330	9,260	5,447	8,630	0	209,177

※ 生きびん（本）は1本1kgとして計算する。

表4.13 集団資源回収実績（鳩山町）

区分 年度	紙類 (kg)	布類 (kg)	カレット (kg)	金属類 (kg)	生きびん (本)	計 (kg)
令和元年度	112,823	576	200	2,421	96	116,116
令和2年度	97,898	601	133	2,087	0	100,719
令和3年度	118,821	0	0	3,809	0	122,630
令和4年度	105,787	0	0	3,424	0	109,211
令和5年度	94,211	0	40	3,276	0	97,527

※ 生きびん（本）は1本1kgとして計算する。

表4.14 集団資源回収実績（越生町）

区分 年度	紙類 (kg)	布類 (kg)	カレット (kg)	金属類 (kg)	生きびん (本)	計 (kg)
令和元年度	219,005	0	0	9,081	829	228,915
令和2年度	201,530	0	20	8,747	20	210,317
令和3年度	159,299	0	0	6,422	0	165,721
令和4年度	153,635	0	170	6,459	0	160,264
令和5年度	153,360	0	0	5,771	0	159,131

※ 生きびん（本）は1本1kgとして計算する。

6. ごみ等の収集・運搬

(1) ごみ等の収集・運搬方法

ごみ等の収集・運搬の概要は、表4.15に示すとおりである。

ごみ等の収集・運搬の実施体制は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、資源物（紙・布類除く。）が委託であり、粗大ごみが直営である。紙・布類は、本組合と協定を締結した指定業者が収集・運搬している。

排出場所は、粗大ごみは各戸収集であり、その他のごみ及び資源物は集積所である。排出方法は、分別区分により白色半透明袋又は透明袋に入れることを原則としており、紙・布類はひもで十字に縛ることとしている。

収集頻度は、燃やせるごみが週2回、燃やせないごみ、有害ごみ、びん・かん類、ペットボトル、紙・布類が月2回、その他容器包装プラスチックが週1回である。

表4.15 収集・運搬の概要

分別区分		実施体制	排出場所	排出方法	収集頻度
燃やせるごみ		委託	集積所	白色半透明袋	週2回
燃やせないごみ		委託		白色半透明袋	月2回
有害ごみ		委託		白色半透明袋・透明袋	月2回
資源物	びん・かん類	委託		透明袋	月2回
	ペットボトル	委託		透明袋	月2回
	その他容器包装プラスチック	委託		透明袋	週1回
	紙・布類	協定※		種類毎にひもで十字に縛る	月2回
粗大ごみ		直営	各戸	—	月～金

※ 組合と収集業者が協定を締結し、業者は収集した紙布類を組合の代わりに売却し、代金を収集事業の運営経費に充てている。

(2) 収集・運搬実績

収集・運搬実績は表4.16に示すとおりである。

表4.16 収集・運搬実績（組合全体）

単位：t

項目	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	収集ごみ		28,911	29,845	28,815	28,198
燃やせるごみ		23,035	23,485	22,754	22,435	21,343
	委託分	22,956	23,394	22,653	22,331	21,242
	直営分（粗大ごみ）	79	90	101	105	102
燃やせないごみ		1,356	1,596	1,390	1,281	1,200
	委託分	1,325	1,557	1,352	1,245	1,165
	直営分（粗大ごみ）	31	39	38	36	35
資源物		4,520	4,765	4,671	4,481	4,328
びん・かん類		1,051	1,083	1,046	1,014	996
ペットボトル		335	335	350	361	384
その他容器包装プラスチック （白色トレイを含む）		777	818	842	835	830
新聞		482	502	485	409	342
ダンボール		662	768	740	701	645
雑紙		910	947	889	861	850
紙パック		9	11	12	13	11
布類		293	302	308	286	271

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

7. 中間処理

(1) 中間処理方法

燃やせるごみ及び可燃系粗大ごみは、埼玉西部クリーンセンターに搬入し、焼却処理前に有価物の選別を行い、選別した有価物及び焼却処理後に生じた焼却鉄については資源化をしている。粗大ごみは、搬入後に焼却が可能なサイズに解体しているが、解体によって生じた不燃性の解体物については川角リサイクルプラザに搬出し、焼却処理によって発生した焼却主灰及び焼却飛灰は資源化又は埋立処分をしている。

燃やせないごみ及び不燃系粗大ごみは、川角リサイクルプラザに搬入し、資源として活用できる廃家電等の選別を行い、資源として活用できないものは破碎処理を行っている。選別した廃家電等並びに破碎処理後に選別したアルミ及びスチールについては資源化し、破碎処理によって発生した選別残渣（不燃物）は埋立処分、選別残渣（可燃物）は埼玉西部クリーンセンターで焼却処理をしている。

びん・かん類は、川角リサイクルプラザで、生きびん、カレット（無色、茶色、その他の色）、アルミ缶又はスチール缶に選別して資源化をしている。選別残渣（不燃物）は埋立処分、選別残渣（可燃物）は埼玉西部クリーンセンターで焼却処理をしている。

ペットボトル及びその他容器包装プラスチックは、川角リサイクルプラザで選別後に圧縮梱包を行っている。圧縮梱包品（ペットボトルべール品及びその他プラべール品）は資源化、選別残渣（可燃物）は埼玉西部クリーンセンターで焼却処理をしている。

また、紙・布類は、再生事業者により資源化をしている。

(2) 中間処理施設の概要

ア. 埼玉西部クリーンセンター（ごみ焼却施設）

埼玉クリーンセンターの概要を表4.17に、フローシートを図4.9に示す。

表4.17 埼玉西部クリーンセンターの概要

項目	内容
施設名称	埼玉西部クリーンセンター
施設管理団体	埼玉西部環境保全組合
所在地	埼玉県比企郡鳩山町大字熊井819番地
稼働年月	令和5年4月
処理能力・炉形式	130t/日（65t/24h×2炉）・全連続燃焼式火格子焼却炉
発電能力	蒸気タービン発電機 2,420kW
建築面積	5,109.05㎡

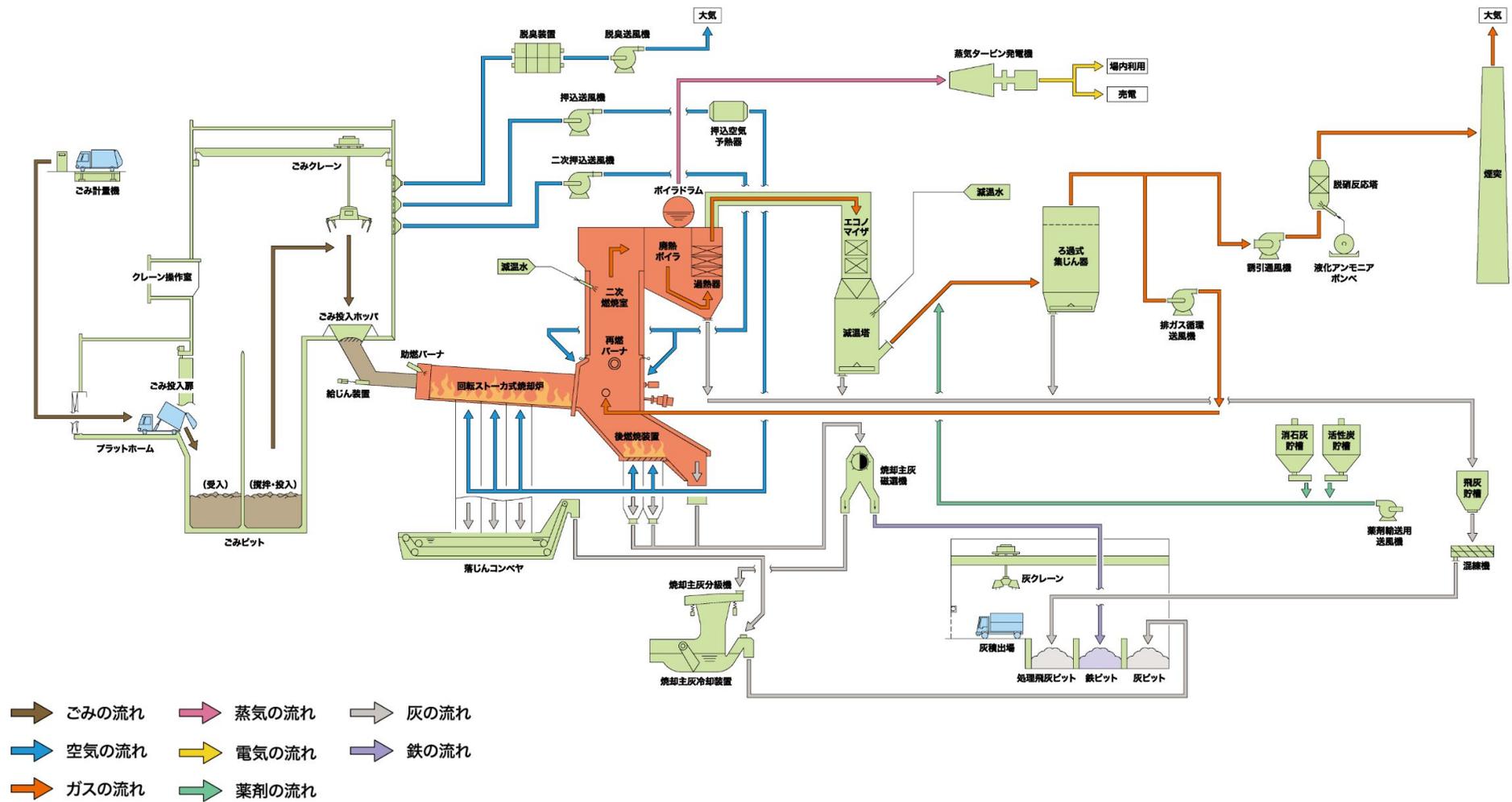


図 4.9 埼玉西部クリーンセンターフローシート

イ. 川角リサイクルプラザ（破碎・選別施設）

川角リサイクルプラザは、稼働後23年が経過している。

安定的に稼働させるため、平成31年度に延命化工事を実施している。

川角リサイクルプラザの概要を表4.18に、フローシートを図4.10に示す。

表4.18 川角リサイクルプラザの概要

項目	内容
施設名称	川角リサイクルプラザ
施設管理団体	埼玉西部環境保全組合
所在地	埼玉県入間郡毛呂山町大字川角1959番地1
稼働年月	平成13年4月
処理能力	45t/5h・粗大ごみ・不燃ごみ 23.6t/日（5h） ・資源ごみ（びん、缶） 12.5t/日（5h） ・ペットボトル 2.0t/日（5h） ・その他プラスチック 5.0t/日（5h） ・再生用可燃性粗大ごみ 1.9t/日（5h） 合計45t/日
建築面積	工場棟2,151㎡ リサイクルプラザ棟737㎡ ストックヤード棟235㎡ 車庫棟129㎡

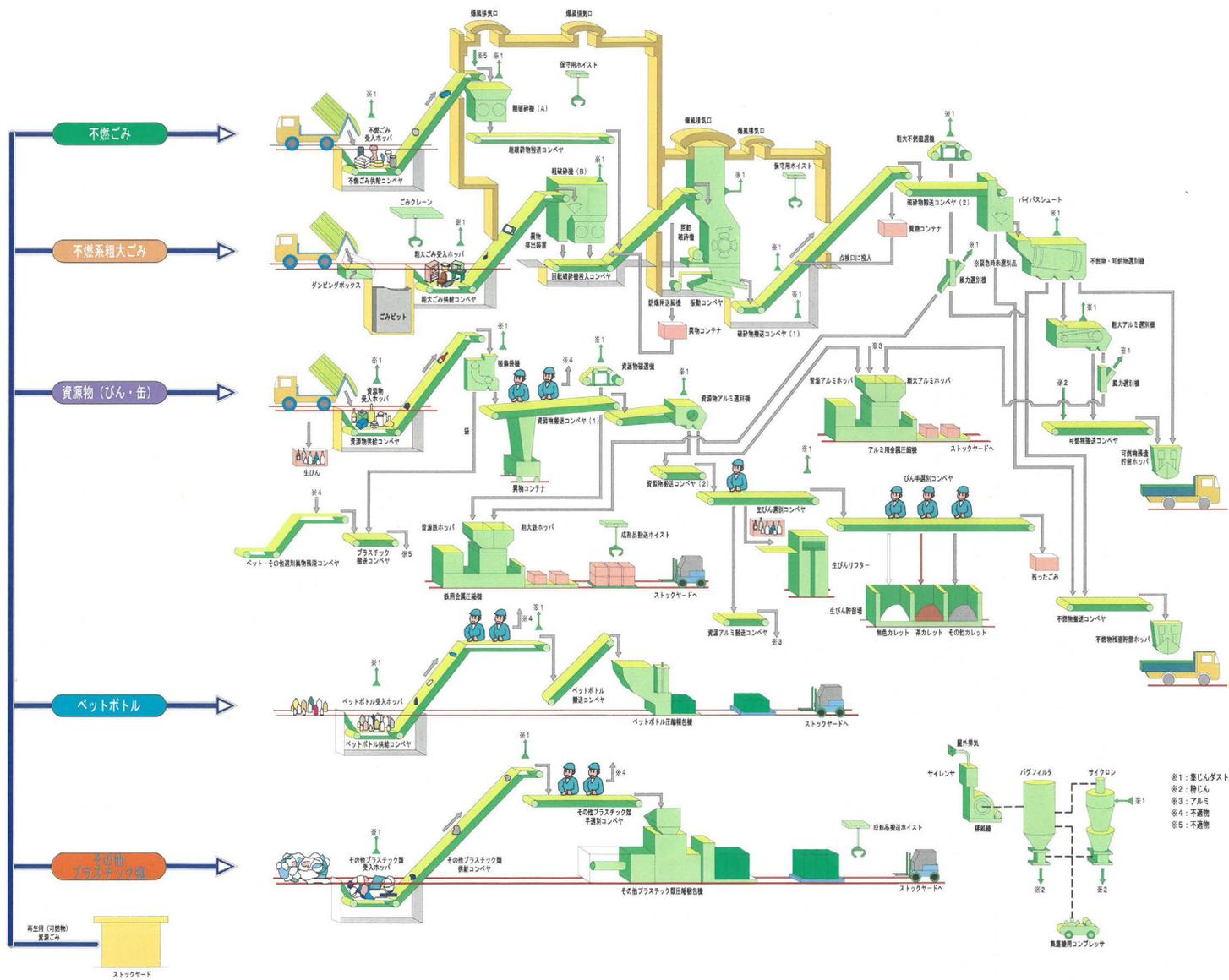


図4.10 川角リサイクルプラザフローシート

(3) 中間処理実績

ア. 焼却処理量

ごみの焼却処理実績を表4.19に示す。

燃やせるごみ及び可燃性系粗大ごみは、令和4年11月末までは高倉クリーンセンターで、令和4年12月からは埼玉西部クリーンセンターで焼却処理している。

令和5年度の焼却処理量は、令和元年度と比較して約10%減少しており、令和元年度以降、減少傾向である。

焼却処理に伴って発生する焼却灰（主灰）、ばいじん（飛灰）等は令和5年度で2,920tであり、搬入量の約9.5%である。

表4.19 ごみ焼却処理実績

単位：t

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
搬入量			33,474	33,607	32,487	32,201	30,593
	生活系可燃ごみ		24,627	25,060	24,376	23,996	22,504
	事業系可燃ごみ		7,984	7,270	7,253	7,421	7,262
	選別残渣（不燃・粗大）		374	461	467	335	409
	選別残渣（びん・かん類）		220	238	42	154	251
	選別残渣（ペットボトル）		18	17	33	37	72
	選別残渣（その他容器包装プラスチック）		49	47	50	58	95
	前年度ピット残量		201	514	265	200	—
焼却処理量			32,960	33,342	32,287	32,201	29,613
当該年度末ピット内残量			514	265	200	—	980
搬出量	資源化	焼却灰（主灰）・ばいじん（飛灰）	97	443	545	984	1,433
		焼却鉄	211	221	37	0	55
	最終処分	焼却灰（主灰）	303	0	0	0	592
		ばいじん（飛灰）	2,798	2,859	2,765	2,023	841
	合計		3,409	3,523	3,347	3,007	2,920

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

※ 川角リサイクルプラザの火災に伴い、令和3年度に9.5t、令和4年度に15.45t、外部処理委託を行っている。

イ. 破碎・選別処理量

破碎・選別処理実績は表4.20に示すとおりである。

川角リサイクルプラザでは、燃やせないごみ及び不燃系粗大ごみを破碎・選別処理後、アルミ、スチール等の資源を回収している。

破碎・選別処理量は、令和2年度に増加し、令和3年度以降は減少傾向である。

表4.20 破碎・選別処理実績

単位：t

区分		年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
搬入量	生活系不燃ごみ	1,761	2,058	1,816	1,686	1,567
	燃やせないごみ	1,325	1,557	1,352	1,245	1,165
	不燃系粗大ごみ	31	39	38	36	35
	不燃持込	405	462	426	405	367
	事業系不燃ごみ	5	3	4	4	2
	合計	1,766	2,060	1,820	1,690	1,570
破碎・選別処理量		1,766	2,060	1,820	1,690	1,570
搬出量	アルミ	23	55	22	0	22
	スチール	481	511	341	83	398
	廃家電等	242	250	223	190	167
	有害ごみ	38	43	42	40	38
	破碎不適物	1	15	15	15	15
	選別残渣（不燃物）	606	726	261	95	521
	選別残渣（可燃物）	374	461	467	335	409
	川角火災に伴う外部処理委託量	-	-	449	932	-
	合計	1,766	2,060	1,820	1,690	1,570

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

※ 川角リサイクルプラザの火災に伴い、令和3年度は449t、令和4年度は932t、外部処理委託を行っている。

ウ. びん・かん類

びん・かん類の処理実績は表4.21に示すとおりである。

川角リサイクルプラザでは、びん・かん類を選別処理し、カレット（無色、茶色、その他の色）、生きびん、アルミ缶、スチール缶を回収している。

びん・かん類の処理量は、令和2年度に増加し、令和3年度以降は減少傾向であり、令和5年度で996tである。資源（カレット、生きびん、アルミ缶、スチール缶）の回収量は、カレット（無色、茶色、その他の色）468t、生きびん2t、アルミ缶プレス132t、スチール缶プレス109tであり、搬入量の約71%である。

表4.21 びん・かん類処理実績

単位：t

区分		年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
搬入量		1,051	1,083	1,046	1,014	996
搬出量	カレット無色	215	241	214	194	199
	カレット茶色	181	196	169	173	173
	カレットその他の色	105	126	118	116	96
	生きびん	2	2	2	2	2
	アルミ缶プレス	151	176	203	135	132
	スチール缶プレス	137	92	149	60	109
	スプレー缶	0	0	13	25	0
	選別残渣（不燃物） 外部処理委託分	—	—	55	132	—
	選別残渣（不燃物）	41	13	80	24	35
	選別残渣（可燃物） 外部処理委託分	—	—	10	15	—
	選別残渣（可燃物）	220	238	33	139	251
	合計	1,051	1,083	1,046	1,014	996

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

※ 川角リサイクルプラザの火災に伴い、令和3年度及び令和4年度は外部処理委託を行っている。

エ. ペットボトル

川角リサイクルプラザでは、搬入されたペットボトルから再生処理不適物を除去し、ペットボトルを圧縮梱包し、容器包装リサイクル協会の指定法人に引き渡し、資源化をしている。

ペットボトル搬入量は、微増傾向である。

ペットボトル搬入量の約81%を資源（べール品）として搬出している。

表4.22 ペットボトル処理実績

単位：t

区分		年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
搬入量		335	335	350	361	384
搬出量	ペットボトルべール品	318	318	317	325	312
	選別残渣（可燃物）	18	17	33	37	72
	合計	335	335	350	361	384

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

オ. その他容器包装プラスチック

川角リサイクルプラザでは、搬入されたその他容器包装プラスチックから再生処理不適物を除去し、その他容器包装プラスチックを圧縮梱包し、容器包装リサイクル協会の指定法人に引き渡し、資源化している。

その他容器包装プラスチック搬入量は、令和3年度まで増加傾向で推移した後、令和4年度以降は減少傾向であり、令和5年度で830tである。

その他容器包装プラスチック搬入量の約89%を資源（べール品）として搬出している。

表4.23 その他容器包装プラスチック処理実績

単位：t

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	搬入量		777	818	842	835
搬出量	その他プラべール品	728	771	792	777	735
	選別残渣（可燃物）	49	47	50	58	95
	合計	777	818	842	835	830

8. 最終処分

(1) 最終処分方法

本組合は最終処分場を所有していないことから、埼玉県環境整備センター及び民間の埋立処分場に最終処分を委託している。

なお、近年頻発している大雨や自然災害により焼却灰の資源化施設が被災し、最終処分を継続できなくなるリスクや本組合から搬出した焼却灰の重金属等の分析結果により処分ができなくなるリスクを分散するため、令和5年度からは複数者と契約し、資源化と最終処分を行っている。

(2) 最終処分実績

最終処分実績は、表4.24に示すとおりである。

高倉クリーンセンター（令和4年11月末日まで稼働）の最終処分量は、減少傾向であった。

高倉クリーンセンターと埼玉西部クリーンセンター（令和4年12月1日から試運転稼働、令和5年4月1日から本稼働）では焼却方式（高倉クリーンセンター：流動床式、埼玉西部クリーンセンター：ストーカ式）が異なる。埼玉西部クリーンセンターで焼却処理を開始したことにより、資源化しやすい焼却灰（主灰）の発生量が増えたことから、組合では積極的な資源化を進め、最終処分量の減少に努めている。

表4.24 最終処分実績

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
高倉クリーンセンター・ 埼玉西部クリーンセンター	ばいじん（飛灰）	t/年	2,798	2,859	2,765	2,023	841	
	焼却灰（主灰）	t/年	303	0	0	0	592	
川角リサイクルプラザ	選別残渣 （不燃物）	選別残渣 （不燃残渣）	t/年	647	739	342	119	556
		有害物・ 破碎不適物	t/年	39	57	56	132	53
合計		t/年	3,787	3,655	3,163	2,273	2,040	
最終処分率		%	9.5	9.2	8.2	6.0	5.6	

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

（参考）焼却灰（主灰）・ばいじん（飛灰）の資源化状況

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高倉クリーンセンター・ 埼玉西部クリーンセンター	焼却灰（主灰）・ばいじん （飛灰）の資源化量	t/年	97	443	545	984	1,433

9. ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は表4.25に示すとおりである。

ごみ処理経費は、令和元年度から令和4年度にかけて増加傾向であったが、令和5年度は減少した。

ごみ処理経費の合計は、令和5年度で約13億円、ごみ処理1t当たりの費用は約3万7,000円である。

表4.25 ごみ処理経費の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理量 (t)		38,897	39,155	38,121	37,588	35,666
費用 (円)	総務・議会費	103,137,470	168,893,186	210,718,099	169,627,621	148,075,502
	高倉クリーンセンター費	1,071,209,053	1,122,859,435	1,038,517,838	855,642,876	0
	埼玉西部クリーンセンター費	—	—	—	28,164,705	927,834,222
	川角リサイクルプラザ費	208,337,482	225,803,736	274,282,807	497,891,311	260,810,170
	合計	1,382,684,005	1,517,556,357	1,523,518,744	1,551,326,513	1,336,719,894
	処理1t当たりの費用	35,547	38,758	39,965	41,272	37,480

※ごみ処理量には、集団資源回収を含まない。

10. 現状の評価

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画第7次改訂版における目標値の達成状況は次のとおりであり、目標値と令和5年度における実績の比較は表4.26に示すとおりである。

- 生活系ごみ1人1日当たりの排出量は、目標が平成38（令和8）年度において667g/人日であるところ、令和5年度実績は614g/人日であり、目標を達成している。
- 事業系ごみ量は目標が平成38（令和8）年度において、8,112t/年のところ、令和5年度の実績は7,265t/年であり、目標を達成している。
- 資源化率は、目標が平成38（令和8）年度において22.0%以上であるところ、令和5年度実績は17.5%であり、目標を達成していない。
- 最終処分率は、目標が平成38（令和8）年度において4.9%以下であるところ、令和5年度実績は5.6%であり、目標を達成していない。

表4.26 ごみ処理基本計画（第7次改訂版）における目標値と現状の比較

項目	目標	令和5年度 (実績)
	第7次改訂版における目標 平成38（令和8）年度 (目標)	
生活系ごみ 1人1日当たりの排出量（g/人日）	667	614
事業系ごみ 事業系ごみ量（t/年）	8,112	7,265
資源化率（%）	22.0	17.5
最終処分率（%）	4.9	5.6

出典：一般廃棄物ごみ処理基本計画第7次改定版及び本組合行政報告書

第2節 ごみ処理の課題

1. 収集・運搬

- 高齢化の進行や自治会に加入しない世帯の増加により、現在のごみ集積所方式の収集から戸別収集への導入を希望する声の一部から挙がっている。戸別収集を導入する場合、収集事業者の人員不足や収集経費の増加が推測されるため、ごみの有料化も併せて導入するののかといった課題を検討していく必要がある。
- 外国人の増加に伴い、外国語での分別方法の周知の重要性が増しているため、周知を行う手段について検討していく必要がある。

2. 資源化

- 容器包装プラスチックだけでなく、プラスチック使用製品（容器包装以外のプラスチック製品）廃棄物についても資源化を推進していくことが望ましいが、埼玉西部クリーンセンターにおいてごみの焼却エネルギーを利用した発電を行っているため、焼却しているごみ質や焼却量を勘案しながら検討をしていく必要がある。

3. 中間処理

ア. 組合全体

- 施設面では計画的な維持管理・施設整備の実施、財政面では経費の平準化を図ることで、本組合が管理運営するごみ処理施設（埼玉西部クリーンセンター、川角リサイクルプラザ）の安定稼働を継続していく必要がある。
- ごみ処理事業の前提となる施設の周辺住民の理解・協力を、継続して得ることができるよう、ごみ処理施設を管理運営する必要がある。

イ. 埼玉西部クリーンセンター

- 埼玉西部クリーンセンターの事業方式は、施設整備と運営・維持管理を一括で委託するDBO方式を採用している。そのため、適切に運転・維持管理が実施されているか定期的なモニタリングを行い、確認する必要がある。

ウ. 川角リサイクルプラザ

- リチウムイオン電池等による小火^{ほや}が年間十数件発生しており、その対策として発火（熱源）監視システムの導入や散水設備の増強工事を行った。施設の安定稼働を図るためにも、未然に発火原因の混入を防ぐとともに、仮に原因物の混入があった場合には、被害を最小限に抑える対策を取る必要がある。
- 埼玉西部環境保全組合対策協議会との協定により、稼働年限を施設の基幹設備延命化工事終了後（平成31年3月末）から15年と定めていることから、川角リサイクルプラザの更新施設について検討していく必要がある。

4. 最終処分

- 構成市町及び本組合では最終処分場を所有していないことから、ごみの安定処理を図るため、最終処分先の確保が必要である。

5. ごみ処理経費

- ごみ処理経費は、合計額、処理1t当たりの費用ともに令和4年度から令和5年度にかけて減少傾向であるものの、引き続きごみ処理経費抑制を図っていく必要がある。

第5章 ごみ処理の基本方針

第1節 ごみ処理の基本理念

本組合及び構成市町の連携を基にごみの発生前の段階から処理に至るまで、住民及び事業者に対する3Rを基本とした指導及び啓発を一層推進し、循環型社会の構築を目指すこととする。これに伴い、排出されたごみの資源化及び減量化を最適に行うための施設運営に努めることとする。

基本理念	環境負荷を低減する循環型社会の構築
------	-------------------

第2節 ごみ処理の基本方針

本計画における基本理念を、「環境負荷を低減する循環型社会の構築」とし、これを達成するための基本方針を次のように定めるものとする。

基本方針	①住民・事業者・行政による協働の取組として、ごみの排出抑制と資源化・減量化を推進する。
	②環境負荷を低減し循環型社会を構築する基盤整備を推進する。

1. 住民・事業者・行政による協働の取組として、ごみの排出抑制と資源化・減量化を推進する。

ごみの排出抑制と資源化・減量化を進めるため、住民、事業者及び行政による情報の共有化を基盤として、住民及び事業者の排出抑制、再使用、分別の徹底による資源化の推進を図るとともに、リサイクルに関する住民による活動や民間事業者を支援する。

- ・住民及び事業者が協力できる排出抑制、ごみの分別と資源化を検討する。
- ・リサイクルを推進する住民による活動の育成と支援を行う。
- ・経済的インセンティブを活用したごみの減量化を検討する。

2. 環境負荷を低減し循環型社会を構築する基盤整備を推進する。

ごみ処理に要する経費及びエネルギーコストも重視した環境行政の在り方も検討する必要がある。

また、本組合の最も重要な責務であるごみの適正処理のための施設整備も推進する必要がある。

- ・従来の処理に捉われない3Rの考え方を生かした取組を検討する。
- ・従前の仕組みに捉われない住民及び事業者との連携を生かし、新たな施設管理運営等の取組を検討する。
- ・資源化率の向上を目指す取組を引き続き検討する。

第3節 ごみ処理の目標

1. ごみ処理の目標

本組合及び構成市町でごみの減量化・資源化に取り組んでいくものとし、発生抑制・資源化・最終処分の目標を設定する。

表5.1 ごみ処理の目標

項目 \ 年度	令和5年度 (現状)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
生活系ごみ 1人1日当たり排出量 (g/人・日)	614	611 (令和5年度比 0.5%減)	589 (令和5年度比 4.1%減)
事業系ごみ 事業系ごみ量 (t/年)	7,265	7,145 (令和5年度比 1.7%削減)	7,047 (令和5年度比 3.0%削減)
資源化率 (%)	17.5	17.9	18.3
最終処分量 (t)	2,040	1,954	1,801

2. 構成市町の生活系ごみ1人1日当たり排出量目標

構成市町の生活系ごみ1人1日当たり排出量目標は、表5.2及び表5.3に示すとおりである。市町ごとにごみ排出量の推移の傾向が異なるため、排出量目標も異なる。

表5.2 構成市町の生活系ごみ1人1日当たり排出量目標

市町名	生活系ごみ1人1日当たり排出量目標
鶴ヶ島市	可燃系粗大ごみ以外の燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物が減少傾向を示している。ごみの発生抑制に継続的に取り組み、分別の更なる徹底により、令和16年度の1人1日当たり排出量は、令和5年度と比較して5.6%減を目指す。
毛呂山町	可燃系粗大ごみ以外の燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物が減少傾向を示している。ごみの発生抑制に継続的に取り組み、分別の更なる徹底により、令和16年度の1人1日当たり排出量は、令和5年度と比較して5.3%減を目指す。
鳩山町	燃やせるごみ及び資源物が減少傾向を示している。ごみの発生抑制に継続的に取り組み、分別の更なる徹底により、令和16年度の1人1日当たり排出量は、令和5年度と比較して4.4%減を目指す。
越生町	可燃系粗大ごみ以外の燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物が減少傾向を示している。ごみの発生抑制に継続的に取り組み、分別の更なる徹底により、令和16年度の1人1日当たり排出量は、令和5年度と比較して4.8%減を目指す。

表5.3 構成市町の生活系ごみ1人1日当たり排出量

単位：g/人・日

市町	年度	令和5年度 (現状)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
鶴ヶ島市		577	566 (令和5年度比 1.8%減)	545 (令和5年度比 5.6%減)
毛呂山町		633	619 (令和5年度比 2.2%減)	599 (令和5年度比 5.3%減)
鳩山町		728	721 (令和5年度比 1.0%減)	696 (令和5年度比 4.4%減)
越生町		653	644 (令和5年度比 1.3%減)	622 (令和5年度比 4.8%減)

3. 構成市町の事業系ごみ排出量目標

構成市町の事業系ごみの排出量は、表4.3～4.7に示すように近年減少傾向を示している。事業系ごみの排出量は、各市町一律に3%減を目指す。

表5.4 構成市町の事業系ごみ排出量目標

単位：t/年

市町	年度	令和5年度 (現状)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
鶴ヶ島市		3,888	3,822 (令和5年度比 1.7%減)	3,771 (令和5年度比 3.0%減)
毛呂山町		2,297	2,261 (令和5年度比 1.6%減)	2,228 (令和5年度比 3.0%減)
鳩山町		642	630 (令和5年度比 1.9%減)	623 (令和5年度比 3.0%減)
越生町		438	432 (令和5年度比 1.4%減)	425 (令和5年度比 3.0%減)

第6章 ごみ排出量等の将来推計

第1節 将来推計人口

将来推計人口は、表6.1に示すとおりである。

表6.1 将来推計人口

項目	年度	実績	予測	
		令和5年	令和11年	令和16年
人口 (人)	鶴ヶ島市	70,106	67,590	65,467
	毛呂山町	32,413	31,369	29,224
	鳩山町	13,034	11,765	10,689
	越生町	10,921	9,218	8,282
	合計	126,474	119,942	113,662

※ 各年10月1日現在

※ 令和11年及び令和16年については、構成市町の総合計画等を基に算出した。

第2節 ごみ・資源排出量

ごみ・資源排出量の将来推計は、表6.2に示すとおりである。

表6.2 ごみ・資源排出量の将来推計

項目		年度	実績 (t/年)		予測 (t/年)		令和5年度比 (%)	
			令和5年度	令和11年度	令和16年度	令和11年度	令和16年度	
生活系ごみ	鶴ヶ島市		14,813	13,974	13,012	-5.7%	-12.2%	
	毛呂山町		7,506	7,091	6,391	-5.5%	-14.9%	
	鳩山町		3,472	3,095	2,716	-10.9%	-21.8%	
	越生町		2,608	2,600	2,304	-0.3%	-11.7%	
	計		28,400	26,760	24,423	-5.8%	-14.0%	
集団資源回収	鶴ヶ島市		54	35	29	-35.2%	-46.3%	
	毛呂山町		209	145	115	-30.7%	-45.0%	
	鳩山町		98	91	81	-6.7%	-16.9%	
	越生町		159	102	82	-35.9%	-48.5%	
	計		520	373	307	-28.2%	-40.9%	
事業系	鶴ヶ島市		3,888	3,822	3,771	-1.7%	-3.0%	
	毛呂山町		2,297	2,261	2,228	-1.6%	-3.0%	
	鳩山町		642	630	623	-1.9%	-3.0%	
	越生町		438	432	425	-1.4%	-3.0%	
	計		7,265	7,145	7,047	-1.7%	-3.0%	
総排出量	鶴ヶ島市		18,755	17,831	16,812	-4.9%	-10.4%	
	毛呂山町		10,012	9,497	8,734	-5.1%	-12.8%	
	鳩山町		4,212	3,816	3,420	-9.4%	-18.8%	
	越生町		3,205	3,134	2,811	-2.2%	-12.3%	
	計		36,184	34,278	31,777	-5.3%	-12.2%	

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

第7章 ごみ処理基本計画

第1節 基本的事項

1. 対象地域

対象地域は、構成市町の区域内全域とする。

2. 処理対象ごみ

処理対象ごみは、次のとおりとする。

- ・家庭から排出される一般廃棄物
- ・事業所から排出される一般廃棄物

3. ごみ処理体制

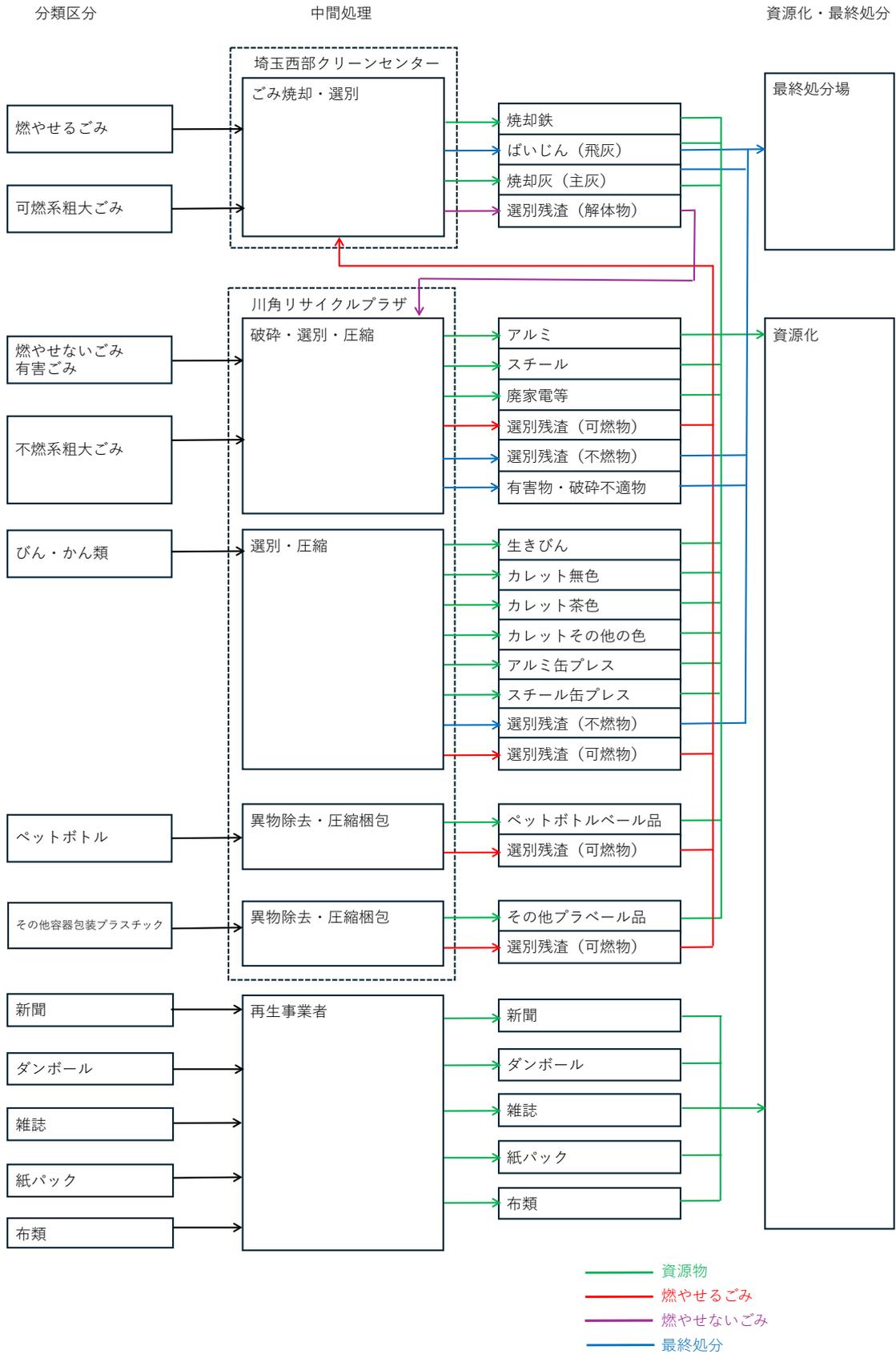
ごみ処理体制は、表7.1に示すとおりとする。

表7.1 ごみ処理体制

	実施主体	実施体制
排出抑制	構成市町・本組合	構成市町・本組合
収集・運搬	本組合	本組合（一部直営・委託・協定）
中間処理	本組合	本組合（委託）
最終処分	本組合	本組合（委託）

4. ごみ処理フロー

将来のごみ処理フローは、図7.1に示すとおりである。



※プラスチック使用製品廃棄物については、組合管内、社会情勢などを踏まえつつ対応方法の検討を進めていく。

図7.1 将来のごみ処理フロー

第2節 発生抑制・排出抑制

ごみの発生抑制・排出抑制を推進するため、以下の事項に取り組んでいく。

1. 情報の共有化と啓発活動の推進

(1) 多様な広報活動による情報発信と排出抑制及び資源化の呼びかけ

本組合及び構成市町の広報等によりごみ処理量や資源化の状況等を住民に知らせ、課題の共有化を図るとともに、排出抑制及び資源化の必要性を呼びかける。

(2) 分別収集の啓発と協力要請

本組合の実施する分別収集の必要性と効果等について、住民への周知・啓発に努め協力を要請する。

(3) ごみ処理関連施設の見学会の実施

構成市町と本組合との連携のもとに、住民を対象としたごみ処理関連施設（埼玉西部クリーンセンター及び川角リサイクルプラザ）見学会を通してごみ処理とリサイクルの実態を周知し、ごみの分別や減量化の必要性などについて理解と協力を促す。

(4) 環境教育への取組

学校及び住民による活動団体との連携のもとに、ごみの減量及び資源化を含んだ環境教育を学校を含む地域社会全体での学習として取り組んでいく。

(5) ごみ分別アプリの導入

住民のごみ出しの利便性向上を目的として、スマートフォンで手軽にごみの分別について調べることが可能なごみ分別アプリの導入を図る。

(6) 外国人への啓発

構成市町と本組合との連携のもとに、習慣・文化の違いを踏まえた外国人に伝わりやすいごみ出しルール啓発物（分別冊子等）の作成・公開を検討する。

2. ごみの発生抑制と減量化の推進（リデュース）

(1) 使い捨ての自粛

住民に対して、使い捨て商品の安易な購入及び使用を自粛するように呼びかけるとともに、詰替商品の利用奨励等により、ごみの排出抑制を図る。

- (2) **生ごみの水切り、簡易包装の奨励及びマイバッグによるレジ袋等の削減**
燃やせるごみの減量化のために、燃やせるごみの水分量に関する情報提供を行うことで生ごみの水切りを促進する。
また、構成市町との連携のもとに、住民と事業者への働きかけを行うなど、簡易・適正包装商品の選択、商品の過剰包装の拒否を奨励するとともに、マイバッグ持参の呼びかけや具体的なレジ袋削減への取組を進め、ごみの発生抑制を推進する。
- (3) **生ごみの堆肥化に関する構成市町と本組合との情報共有化等の連携**
生ごみ減量化のため、生ごみ処理機器の普及を促進する。
また、生ごみの堆肥化については、構成市町と本組合との連携のもとに、それぞれの地域の特色を生かした取組を進め、資源化とごみ処理量の減量化を引き続き推進する。
- (4) **民間回収ルートの周知と活用の奨励**
白色トレイ、ペットボトル、リターナブルびん、充電池等、民間による店頭回収をはじめとした回収ルートのあるものは、広報やリサイクルガイドブックにより周知を進め、当該回収ルートを積極的に活用するよう住民への呼びかけを行う。
- (5) **事業系ごみの資源化促進等削減対策の推進**
事業者に対して、資源物に関する分別の指導強化を行い、ごみの排出抑制及び資源化を促進する。
- (6) **ごみ処理手数料の見直しや家庭ごみ有料化導入の検討**
受益者負担の公平化やごみの減量及び資源化による環境負荷の低減とごみ処理経費の応分の負担等を目的として、事業系をはじめとするごみ処理手数料の適正化を図る。
また、家庭系持込みごみ及び粗大ごみについては有料化が進められてきたが、本組合が収集する家庭ごみについては、経済的インセンティブを活用したごみの排出抑制や再生利用等によるごみ減量の推進、負担の公平化、ごみ処理経費に対する住民意識の向上、ごみ処理経費への財政負担の軽減等を考慮して、構成市町との連携のもとに有料化の導入を検討する。
- (7) **小型家電・電子機器の回収事業**
鶴ヶ島市においては、燃やせないごみとして排出されている小型電子機器・家電製品をイベント時に回収を行い、リサイクルを促進する。
また、毛呂山町においては、小型家電・パソコンの回収サービスを行っており、引き続きリサイクルを促進する。

(8) 雑紙袋による減量化事業

鳩山町においては、燃やせるごみとして廃棄されることが多い雑紙の再資源化を促進するため、雑紙袋を作成し、引き続きリサイクルを推進する。

(9) 食品ロスの削減

住民一人ひとりが食品ロスの削減の必要性について理解できるよう啓発を行う。
また、フードバンク団体、フードパントリー活動及び子ども食堂活動を行う団体と連携し、余った食品をフードバンク等に寄附するフードドライブを実施し、未利用食品の活用を推進する。

(10) プラスチック使用製品廃棄物の資源循環化

プラスチック使用製品廃棄物について、新たな資源化、資源の回収システムの検討を進め、リサイクル率の向上を図る。

3. 民の力との連携による再使用（リユース）と再生利用（リサイクル）の推進

(1) 住民との協働によるリサイクルプラザの積極的な活用

川角リサイクルプラザの機能を生かし、リサイクルに関する住民との活動※や住民への支援などを通じ、住民参加と協働による廃棄物の再使用及び再生利用を図るとともに、住民が積極的に川角リサイクルプラザを活用できる効果的な運営を行う。

※「リサイクルに関する住民との活動」とは、住民の方から再利用可能な不要品を受け取って、本組合（行政）を通じて、必要とされる方へ販売する活動。

(2) 民間リサイクル事業者の活用による再使用と再生利用の推進

民間リサイクル事業者の多様化が進む中で、住民の民間リサイクル事業者の活用を促進することは再使用及び再生利用を進める上で非常に効果的である。住民が民間事業者を活用するためのリサイクルガイドブックを発行、活用して再使用と再生利用を推進する。

(3) 民間リサイクル事業者との連携による再使用と再生利用の推進

川角リサイクルプラザの資源化機能にとどまることなく、多様な機能を持つ民間リサイクル事業者との連携を推進し、自転車、廃家電、ふとん等の再生利用を図る。

(4) 資源物の分別排出の徹底

その他容器包装プラスチック、容器包装紙、ペットボトル、びん・かん類等の容器包装の資源化を促進するために分別排出の徹底を周知啓発する。

(5) グリーン購入の推進

リサイクルを促進するために住民及び事業者の模範となるよう自ら再生品の使用を率先して実施する。また、商品購入の際に、ライフサイクルの長い製品、リサイクル可能な商品、再生品等できる限り環境への負荷が少ない商品等を選択する。

(6) プラスチック使用製品廃棄物の拠点回収事業

鶴ヶ島市においては、企業が行っているプラスチック製品（ハブラシ、ペン、スポンジ、インクカートリッジ、ペットボトルキャップ等）のリサイクル事業を活用した拠点回収の拡大を図る。

(7) 枝木や枯れ葉等のチップ化・堆肥化事業

畑、庭、公園等の枝木、枯れ葉などをチップ・堆肥化し、希望する住民及び企業への提供や、公園等の公共施設での土壌改良材やマルチング材としての利用ができるように検討する。

(8) リユース活動促進事業

リユース(再利用)活動の促進に向けて、民間事業者と連携して新たな再利用システムの構築について検討する。

第3節 収集・運搬計画

1. 収集・運搬実施主体

生活系ごみは、分別区分に従ってごみ集積所等指定の場所に排出されたごみを本組合が収集するか、排出者が自ら搬入するものとする。

事業系ごみは、一般廃棄物処理業許可業者又は排出者自ら直接搬入するものとする。

2. 分別区分

ごみの分別区分は、表7.2に示すとおりである。

表7.2 分別区分

区 分	内 容
燃やせるごみ	40cm以内のもの (生ごみ、紙おむつ、食用油、CD・DVD・BD、使い捨てライター、枝木・草木、歯磨き粉のチューブなど汚れ・油分の落ちない可燃性の容器、使い捨てカイロ、ポリバケツ、くつ・かばん、在宅医療廃棄物(点滴パック、チューブ)など)
燃やせないごみ	80cm以内、10kg以内のもの (なべ・やかん類、ガラス製品・陶磁器、油性の強いかん、小型家電、危険物(刃物・電球)など)
粗大ごみ	家具、タンス、ソファ、カーペット、電気毛布、ふとん、自転車、スノーボード、折りたたみベッドなど
有害ごみ	電池類、蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計
びん・かん類	飲料用、お菓子用、缶詰用、スプレー缶・カセットガス缶など
ペットボトル	清涼飲料、調味料、酒類用のペットボトルなど
その他容器包装プラスチック	レジ袋やお菓子の袋、プリンやゼリーなどの容器、キャップ・ふた類、発泡スチロール・白色トレイや色つきトレイなど
紙・布類	新聞紙、ダンボール、雑紙、紙パック、布類

※ プラスチック使用製品(容器包装以外のプラスチック製品)廃棄物については、組合管内、社会情勢などを踏まえつつ対応方法の検討を進めていく。

3. 収集・運搬方法

本組合が実施するごみの収集・運搬方法は、表7.3に示すとおりである。

表7.3 収集・運搬方法

分別区分		実施体制	排出場所	排出方法	収集頻度
燃やせるごみ		委託	集積所	白色半透明袋	週2回
燃やせないごみ		委託		白色半透明袋	月2回
有害ごみ		委託		白色半透明袋・透明袋	月2回
資源物	びん・かん類	委託		透明袋	月2回
	ペットボトル	委託		透明袋	月2回
	その他容器包装プラスチック	委託		透明袋	週1回
	紙・布類	協定	種類毎にひもで十字に縛る	月2回	
粗大ごみ		直営	各戸	—	月～金

4. 収集・運搬量

本組合が実施する収集・運搬量の予測を表7.4に示す。

表7.4 ごみの収集・運搬量

単位：t

項目	年度	実績		予測	
		令和5年度	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)	
収集ごみ		26,872	25,323	23,125	
燃やせるごみ		21,343	19,830	17,811	
	燃やせるごみ(委託)	21,242	19,736	17,726	
	可燃系粗大ごみ	102	94	85	
燃やせないごみ		1,200	1,167	1,078	
	燃やせないごみ(委託)	1,165	1,133	1,046	
	不燃系粗大ごみ	35	34	32	
資源物		4,328	4,326	4,236	
	びん・かん類	996	996	975	
	ペットボトル	384	383	375	
	その他容器包装プラスチック※	830	830	812	
	新聞	342	341	334	
	ダンボール	645	644	631	
	雑紙	850	849	832	
	紙パック	11	11	11	
	布類	271	271	266	

※ プラスチック使用製品（容器包装以外のプラスチック製品）廃棄物については、組合管内、社会情勢等を踏まえつつ対応方法の検討を進めていく。

第4節 中間処理計画

排出されたごみを適正に処理し、資源化を促進するとともに、最終処分量を極力削減する。

1. 中間処理方法

これまでと同様、埼玉西部クリーンセンターでは「燃やせるごみ」を焼却により減量化・減容化を行い、川角リサイクルプラザにおいては「燃やせないごみ」、「紙・布類を除く資源物」を破碎・選別等により中間処理を行う。

また、プラスチック使用製品（容器包装以外のプラスチック製品）廃棄物については、埼玉西部クリーンセンターにおいてごみの焼却エネルギーを利用した発電を行っていることから、ごみ質や焼却量の状況を勘案しながらプラスチックの一括回収についての検討を行っていく。

2. 施設整備方針

(1) ごみ焼却施設

令和5年度に本稼働となった埼玉西部クリーンセンターにおいて中間処理及び適正な管理を行い、今後も現体制を継続する。

なお、高倉クリーンセンターについては、解体工事計画に沿って令和8年3月末の完了に向けて解体工事を進めていく。

(2) 破碎・選別施設

川角リサイクルプラザ（破碎・選別施設）は、経年によるプラント機器類の老朽化が進んでいることから、優先度の高い修繕を計画的に行っていくこととする。また、令和6年度にはリチウムイオン電池等による火災対策として、発火（熱源）監視システムの導入や散水設備の増強工事を行った。今後も施設の安定稼働を図っていく。

3. 余熱利用

埼玉西部クリーンセンターでは、焼却処理に伴って発生する熱を回収し、積極的に有効利用（発電等）する。

4. 焼却灰等の有効利用

最終処分場の負荷軽減及び資源の有効利用の観点から、ごみの焼却処理によって発生する焼却灰等をセメント原料等に有効利用する。また、焼却灰の安全かつ安定的な処理を前提に、搬出先のリスク低減を目的として搬出先の分散を進めていく。

5. 中間処理量

(1) 焼却処理量

焼却処理量の予測を表7.5に示す。

表7.5 焼却処理量の予測

単位：t

項目		年度	実績	予測	
			令和5年度	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
搬入量			30,593	28,867	26,599
	生活系可燃ごみ		22,504	20,909	18,780
	事業系可燃ごみ		7,262	7,142	7,044
	選別残渣 (不燃・粗大)		409	398	367
	選別残渣 (びん・かん類)		251	251	245
	選別残渣 (ペットボトル)		72	71	70
	選別残渣 (その他容器包装プラスチック)		95	95	93
焼却処理量			29,613	28,867	26,599
当該年度末ピット内残量			980	—	—
搬 出 量	資源化	焼却灰 (主灰) ・ばいじん (飛灰)	1,433	1,397	1,287
		焼却鉄	55	55	51
	最終処分	焼却灰 (主灰)	592	577	532
		ばいじん (飛灰)	841	820	755
	合計		2,920	2,849	2,625

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

(2) 燃やせないごみ、不燃系粗大ごみ処理量

燃やせないごみ、不燃系粗大ごみ処理量の予測を表7.6に示す。

表7.6 燃やせないごみ、不燃系粗大ごみ処理量の予測

単位：t

区分		年度	予測	
		実績	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
		令和5年度		
搬入量		1,570	1,525	1,407
処理量		1,570	1,525	1,407
搬出量	アルミ	22	21	20
	スチール	398	387	357
	廃家電等	167	162	150
	有害ごみ	38	37	34
	破碎不適物	15	14	13
	選別残渣(不燃物)	521	506	467
	選別残渣(可燃物)	409	398	367
	合計	1,570	1,525	1,407

(3) びん・かん類処理量

びん・かん類処理量の予測を表7.7に示す。

表7.7 びん・かん類処理量の予測

単位：t

区分		年度	予測	
		実績	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
		令和5年度		
搬入量		996	996	975
処理量		996	996	975
搬出量	カレット無色	199	199	195
	カレット茶色	173	173	169
	カレットその他	96	96	94
	生きびん	2	2	2
	アルミ缶プレス	132	132	129
	スチール缶プレス	109	108	106
	選別残渣(不燃物)	35	35	34
	選別残渣(可燃物)	251	251	245
合計	996	996	975	

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

(4) ペットボトル処理量

ペットボトル処理量の予測を表7.8に示す。

表7.8 ペットボトル処理量の予測

単位：t

区分		年度	予測	
		実績	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
		令和5年度		
搬入量		384	383	375
処理量		384	383	375
搬 出 量	ペットボトルベール品	312	312	305
	選別残渣(可燃物)	72	71	70
	合計	384	383	375

(5) その他容器包装プラスチック処理量

その他容器包装プラスチック処理量の予測を表7.9に示す。

表7.9 その他容器包装プラスチック処理量の予測

単位：t

区分		年度	予測	
		実績	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
		令和5年度		
搬入量		830	830	812
処理量		830	830	812
搬 出 量	その他プラベール品	735	735	719
	選別残渣(可燃物)	95	95	93
	合計	830	830	812

※ プラスチック使用製品(容器包装以外のプラスチック製品)廃棄物については、組合管内、社会情勢等を踏まえつつ対応方法の検討を進めていく。

第5節 最終処分計画

中間処理によって減量化、減容化及び無害化したごみを安定化するため、埋立処分する。

構成市町及び本組合は最終処分場を所有していないことから、最終処分の委託先を安定的に確保する。また、最終処分量を極力減量する。

1. 最終処分方法

最終処分方法は、委託処分とする。

2. 最終処分量

最終処分量の予測を表7.10に示す。

焼却灰の資源化等を行うことにより、目標年度である令和16年度の最終処分量は1,801 tとなる。

表7.10 最終処分量の将来推計

単位：t

区分	年度	実績	予測	
	令和5年度	令和5年度	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
ばいじん（飛灰）		841	820	755
焼却灰（主灰）		592	577	532
選別残渣（不燃残渣）		556	506	467
有害物・破碎不適物		53	51	47
最終処分量（t）		2,040	1,954	1,801

※ 四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合がある。

第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1. 廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進委員会

市町における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、表7.11のとおり廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員の制度が設けられており、これらの制度の積極的な活用を行う。

表7.11 廃棄物減量化等推進審議会・廃棄物減量化等推進員等の設置状況

構成市町	廃棄物減量化等推進審議会・ 廃棄物減量化等推進員等	会議内容・役割等
鶴ヶ島市	環境審議会	一般廃棄物の減量化、再資源化等に関する事項を所掌している。
毛呂山町	ごみ減量化等検討委員会	ごみ減量化等事業計画等に関する事項を所掌している。
	廃棄物減量等推進員	ごみの減量及び資源化、分別収集、ごみ集積所の清潔保持、不法投棄防止等の事項について、職務が任命されている。
鳩山町	ごみ減量化等推進委員会	ごみ減量化への取組方法等に関する事項を所掌している。
越生町	—	—

2. 事業者との協力

ごみの減量化・資源化の推進には、事業者との協力が不可欠である。過剰包装の抑制、使い捨て容器の使用抑制、リユース容器の利用及び回収の促進等を図る。

また、本組合が事業者の模範となるよう自ら再生品の使用を率先して実施するとともに、商品購入の際に、ライフサイクルの長い製品、リサイクル可能な商品、できる限り環境への負荷が少ない商品等を選択する。

3. 収集又は受入れできない廃棄物への対処

本組合では、収集又は受入れできない廃棄物（処理困難物）として以下に示す品目について、住民又は事業者が排出する際には専門の処理業者に依頼する等の方法を助言又は指導している。

表7.12に示す品目は、本組合が住民、事業者に示す収集又は受入れできない処理困難物の例であり、その他の品目についても、表中の特性を有するものについては、専門業者の紹介や情報提供を行う。

表7.12 本組合の示す処理困難物（主なもの）

	品 目	特 性
区 分	消火器、ガスボンベ、ガソリン等の燃料類	爆発の危険性、破砕困難等
	注射器等感染性のある医療系廃棄物、薬液類 及び同容器、廃油、毒物、劇物、動物の死骸、 糞尿	有毒、有害
	建築廃材、土砂、コンクリート、レンガ、ブ ロック、灰、洗面台、便器、石膏、浴槽、ピア ノ、耐火金庫、廃タイヤ、バッテリー、パイ ク、自動車部品、農業用ビニール、農業用機械	処理・処分の困難性、危 険性、形状・重量的特性 を有するもの

4. 小型充電式電池の分別排出・適正処理

小型充電式電池及びその使用製品が廃棄物として排出され、収集・運搬時や処分時に衝撃が加わった際に発火する火災事故が全国で多発している。このような状況から、国は各都道府県に「リチウムイオン電池の適正処理について（令和元年8月1日）」及び「一般廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策について（令和3年4月7日）」の通知を行った。本組合においても住民や事業者に対し、火災事故を未然に防ぐために有害ごみとして分別し、排出するよう周知を行う。

5. 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時における構成市町の廃棄物処理対応は、構成市町が策定した災害廃棄物処理計画が優先され、実行される。

本組合の対応としては、埼玉清研及び坂戸市とのごみ処理に関する相互支援協定に基づいて連携を図り、災害廃棄物処理に取り組む。

また、国の災害廃棄物対策指針、埼玉県災害廃棄物処理指針（平成29年3月）及び構成市町の災害廃棄物処理計画に基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行う。

6. 不法投棄対策

地域の町内会等と一体となった普及啓発により分別区分の徹底を進めるとともに、環境パトロールによる指導、県等関係機関との連携によるパトロールの強化や啓発看板の設置などを行い、不法投棄の防止を図る。

7. 進行管理

本計画における目標と各施策を実施していくため、年度ごとに一般廃棄物処理実施計画を策定し、年度ごとのごみ処理の状況や施策の実施について定める。今後は、各施策の進捗状況や効果などについて定期的に評価した上で対応を講じるなど、計画の適正かつ円滑な進行管理を図ることが必要なため、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画についてPlan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理計画の点検、見直し評価を行う。

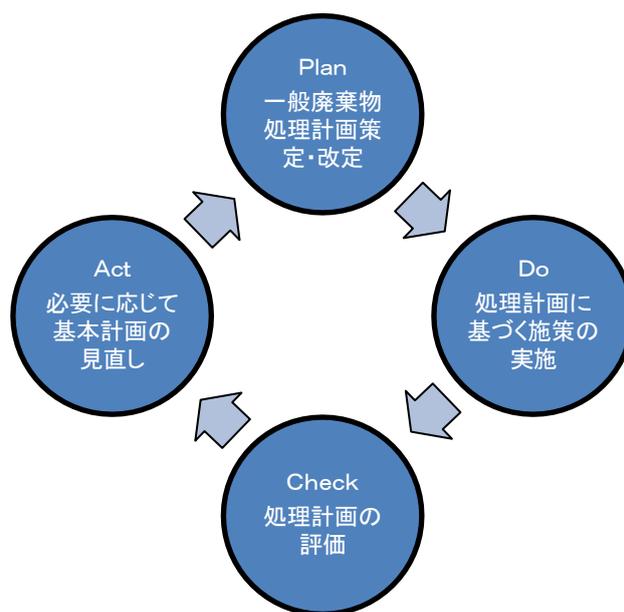


図7.2 計画の進行管理